

中央環境審議会野生生物部会移入種対策小委員会「移入種対策に関する措置の在り方について(中間報告)」に対する意見の要旨と対応の考え方

<全般> 17件

No	意見要旨	対応の考え方
1	自然保護、生態系の保護、監視のためのレンジャーの育成と配置。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
2	どこまで実現性があるのか不安。環境省内での体制、地方自治体での体制作りを行う必要がある。ボランティアに頼らず、国の予算措置で対策を行う姿勢が必要。	ご意見を踏まえ、予算や体制の整備に努める旨、2(3)①に追記します。
3	マングースや野猫、野犬等の駆除を北部だけでなく沖縄本島全土で行って頂きたいです。移入動物だけではなく移入植物の駆除も行って頂きたいです。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
4	外来種の生息(生育)国での捕獲・採取が及ぼす影響、日本の生物が外来種となっている場合の問題も掲載すべき。段階的に、現在は国内の問題のみ扱うということはある得と思いますが、将来的には包括した対策を望みます。(2件)	
5	中間報告自体は基本姿勢宣言と言った内容であり、各地で行われている対策についての理解が全く欠如しているともいわざるを得ない。環境省自体のマングース駆除事業の今後の展開への認識も含めて、現状を再検討し、実効性のある具体的な方向性を示す報告案としていただくことを期待します。	中間報告では措置のあり方を示しており、具体的制度や施策については、本報告を踏まえて今後検討していくこととなります。ご意見は、今後の施策の参考とします。
6	移入種問題については1) 危急性2) これがますます広がりを持つ問題であり、一過性のものではなく、発展的に取り組むべき問題であること、の2点を組み入れていただきたいと思う。	ご意見の趣旨については、本報告の「はじめに」に記述しているところです。
7	日本の移入種に対する取り組みの現状が、世界の潮流から見て遅れているところか、逆行している点もあることを率直にまずは認めるべきである。その上で、緊急を要する新たな法律の策定に止まらず、法の穴を埋めることが大切で、今後は検疫法など他の法律の改正や条例によって、2重3重の防止策をかけて移入種対策に取り組んでいくべきである。	ご意見の趣旨については、2(3)②において、関連諸制度との連携・協力体制について記述しているところです。
8	制度が確立していない状態で、各自治体は迷走しています。市民は混乱しますし、各自治体もその対応に追われることで根本的な解決ができなくなる可能性があります。早急に国が方針を確定させることで、事態を収拾する方向に向かって欲しいと思います。	本報告を踏まえ、具体的制度や施策については、今後早急に検討していくこととしています。
9	我が国をどのようにするのか、“生物多様性の保全”というあいまいな表現で済まらず、具体的な将来像を示すべきである。	平成14年3月に政府が決定した新・生物多様性国家戦略において、生物多様性保全の理念と目標、将来像を示しています。
10	生物の種名の表現は外来種問題では厳密であることが望まれることから、表現は厳密に行う必要がある。	ご意見を踏まえ、適切な種名に修正します。

11	生態学的な現象や、外来種の問題に関する記述にはその根拠を明確にしておくことが必要であるので、引用文献を公表する必要がある。	記述の参考にした文献等については、最終報告をとりまとめる際に、併せて整理します。
12	アメリカでは、大統領命令に基づいて省庁横断的組織である連邦侵入種評議会が設置され、その後、連邦侵入種評議会によって、目標年次を設定した関係各省庁の行動計画を含む管理計画が作成されています。日本においても、外来種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係各省庁連携のもとで、外来種対策に関する総合的な計画を策定する必要があります。計画は、進捗状況が点検できるよう、各省庁の年次目標及び数値目標を掲げた戦略的な計画とする必要があり、こうしたことについてもあわせて最終答申に盛り込む必要があります。	関連施策の連携・協力体制の必要性については、2 (3) ②において、記述しているところです。
13	国、地方公共団体及び事業者が、自ら率先して、外来種の利用を抑えることが必要です。こうしたことから、例えば、緑化活動、緑地整備、公共事業の実施にあたっては、今後は外来種を原則使用しないということを、法案にうたう必要があることを、最終答申に盛り込む必要があります。	本報告を踏まえ、具体的制度や施策については、今後早急に検討していくこととしています。
14	生物群集の進化は、決して地域的に閉じたものではなく、非常に特殊なケースを除いて、多くの場合、その構成種を交換し合い、時には在来種の絶滅や種分化も起こり、常に新たな構成種の間で複雑な相互作用網が構築されていく、開放的で動的な過程である。現今の外来種問題は、この過程に人間活動が意識的および非意識的に関与し、新たな種の導入のスピードと量が爆発的に増大したことに起因していることを、明確に意識する必要がある。以上のような自然認識に基づいて、守るべき生物多様性とは何かということをしっかりと考える必要がある。	ご意見の趣旨については、本報告の「はじめに」及び1 (1) に記述しているところです。
15	対象生物を「家畜・農作物・栽培植物」と「それ以外の野生生物」に分ける必要があると考えます。前者はこの提言の対象外であることをはっきりさせるべきでしょう。	本報告で制度的な措置が必要としているのは、生物多様性への著しい影響があるような侵略的な外来種であることを2 (1) で記述しています。
16	失敗事例や外国事例も含め、行政レベルで事例を共有出来るようにしてほしい。	ご意見を踏まえ、2 (2) ⑦に国が外来種に関する情報を収集整備する旨の記述を追加します。

<はじめに> 6件

No	意見要旨	対応の考え方
17	相当数の移入種が人間社会で有効に利用され良い影響をもたらしている。「古くから、人は他地域の生物種を数多く導入してきた。導入された生物種の中には、有効に利用され、人の豊かな社会生活を支えている種も多い。」といった記述を加えるべき。	ご意見を踏まえ、「はじめに」において、外来種を利用してきたことについての記述を追加します。
18	「・・・我が国の生物多様性を脅かす主要因の一つとして認識されており、早急に対策を実施するための・・・」を「・・・わが国の生物多様性を脅かす主要因の一つとして認識されており、我が国固有の生態系を保全する為に、早急に対策を実施する法制度を・・・」に修正すべきである。	生物多様性の危機には生態系への影響が含まれています。

19	我が国では外来種の栽培作物や園芸植物、造園緑化樹木などを使用してきた歴史がある。また、これらのなかで日本の生活文化のなかに浸透してきたものも多い。これらの歴史性、および現状を踏まえることは重要であるため、報告書の「はじめに」、または、1. (1) 「問題に係る基本認識」のなかで外来種と生活文化の関係について記述しておくことが望ましい。	ご意見を踏まえ、「はじめに」において、外来種を利用してきたこと、外来種が生活や文化に浸透してきた旨の記述を追加します。
20	「はじめに」の文中で「それらの生物により、在来種の捕食、在来種との競合、交雑による遺伝的攪乱、……様々な影響が生じている。」とあるのを「それらの生物により、在来種の捕食及び在来種との競合による種の生息数の変化と生態系の攪乱、交雑による遺伝的攪乱、……様々な影響が生じている。」に修文する。	「はじめに」においては、影響の事例を掲げており、影響の内容については、1 (2) に詳しく記述しているところです。
21	「脆い面を有しており」を削除し、「より種構成や生物相互の関係が大きく変容する可能性があり」を挿入する。	ここでは絶滅のおそれのある種が生息することや生態系の変化を含めて「脆い面」という表現を用いています。
22	「はじめに」の文中で「外部からの生物種の侵入問題は」とあるのを「外部からの生物種の侵入が人為的に生じている問題は」に修文する。	ご意見を踏まえ、「侵入」を人為的に持ち込んでいるという意味で使用している「導入」に修正します。

1 現状と問題

< (1) 問題に係る基本認識 > 55件

No	意見要旨	対応の考え方
23	「外来種」という用語については、「国外又は国内の他地域から、人為によって意図的・非意図的に導入された種」と明確に規定する必要があることを、最終答申にはっきりと記述しておく必要があります。(2件)	ご意見の趣旨については、すでに1 (1) に記述しているところです。
24	「外来種」だどうしても「外国から来た生き物」というイメージが浮かんでしまうので、「移入種」という呼称のほうが適切。(7件)	第9回小委員会で議論をした結果、生物学用語では「移入」は生物が自らの力で移動してくることも含むことから、「外来種」を用いることとしたものです。
25	移入された生物を「駆除・排除」という主張が、外国人排斥といったナショナリスティックな言説と結びつく可能性があることが指摘されている。移入された生物を「外来種」と呼ぶことは、それだけで、それらの生物に対する何らかの対応が、外国人に対する同等の対応を呼び起こすことになる可能性・危険性を有していると考えられるのである。「移入種」という言葉を用いるべき。	
26	「外来種」は「種」という生物学上特定の意味を持った語を含んでおり不適。「外来生物」を用いるべき。	
27	ブームが去ったり飼えなくなると生き物を遺棄しても直接的な損害をかぶらない。そんな状況に似合った用語を定義する必要があります。	
28	在来種の定義が曖昧。なぜ概ね明治時代より前からなのかが不明。(4件)	明治維新以降、物資の移動が活発化したこと、分類に関する科学的な知見が蓄積されてきたことなどから明治時代より前としたものです。なお、当該箇所については、その他の意見を踏まえ、明治時代以降に導入された種を外来種として取り扱う旨に修正することとしています。

29	概ね明治時代より前からありますが、外来種のほとんどはその土地に定着した時点で問題ではなくなるのではないのでしょうか。	1 (2) に記述したとおり、外来種は定着から一定期間を経過した後に急激に分布を拡大し、被害をもたらすことがあると言われています。
30	外来種の定義が不明確であり、このままでは対策の基礎的な定義にはなりえない。特に国内移動に伴う「外来種」の定義は例示すらされておらず、例えば温暖化やヒートアイランド化に伴って分布を拡大している生物と、「非意図的な人為による分布の拡大」による外来種とを区別することができるような定義づけが求められる。また、明治時代以前から生態系の構成要素となっているものを在来種とする定義は、現在外来種としているものも100年後には在来種となることを予定するものであり、不可解である。	人為的に導入される種で国外からと国内からの双方を含んで外来種としてとらえることとしています。
31	「概ね明治時代より前から日本国内において生態系の構成要素となっている種を在来種ということとする。」を「概ね明治時代以降に日本国内へ侵入した種とする。」とする。	ご意見を踏まえ、「本報告では、原則として明治維新以降に導入された生物種を外来種としてとらえるものとする」と修文します。
32	この法律に係わる重要な概念「外来種」、「在来種」、「侵略的外来種」、「導入」などは明確な定義を行うこと。「防除」は幅広い概念なので「防止」、「駆除」、「排除」、「制御」、「根絶」などの用語を目的に応じて使い分けること。(6件)	本報告では対象となる外来種について定義を示しております。その他の用語は目的に応じて使い分けております。
33	国外からの移入／国内での移動、国外移入種／国内移入種、を区別し、用語を定義しつつ、それぞれに対する対策の制度化を検討することが望まれる。(2件)	
34	国内での移動による種(国内移入種)についてはどうするか。	
35	「国内外来種」の定義をより明確にする必要がある。「国内外来種」は、その移動が起こりうる「地域個体群」間の移動と起こりえない「地域個体群」間の移動であるかを評価してはじめて定義できる。	本報告では、国内の他の地域から導入される種についても、外来種として扱うものとしています。
36	種(亜種または変種、および地域個体群を含む)としなければ、国内他地域からの導入による遺伝的攪乱の問題は解決しない。よって、「地域個体群」を中間報告の当該箇所に加筆してほしい。(2件)	地域個体群は識別が困難であるため、制度上は種として扱われていません。地域個体群の遺伝的攪乱の問題については、1 (2) エに記述しています。
37	国内移入に関しては、まだ法規制の段階ではなく、普及のレベルかもしれません。しかし、ホタル、メダカの例等を挙げつつ強く含みを持った内容にされ、あるいは今後普及のための冊子などを作る際に大きく取り上げていただければ、無知ゆえに起こされる放流などの悲劇を一気に解決することが出来るかもしれないと期待しています。(11件)	本報告では、国内の他の地域から導入される種についても、外来種として扱うこととしており、普及啓発が重要であると考えます。
38	①在来分布のない種を持ち込むというのであれば示されているものは分かり易いのですが、②在来分布のはっきりしないものについてはどうするのか③すでに地域絶滅している種についてはどうするのか④さらには分布している種であれば導入に問題はないのかと判断に迷います。そうした細かい「在来分布」について国内産全種について定めるのは難解であると思われますので、せめて「在来分布」の基準とする資料を示すなど定義を明らかにしていただけないと、この問題に取り組むに際して地域住民の十分な協力が期待できるとは考えられません。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。

39	罰則をかける以上対象種を明確にすべき。在来種リストを作り、それ以外のものについて情報を提出させるなどの措置が必要。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
40	在来種が自然分布していない場所に別の場所から在来種を持ち込むことよりも、すでに自然分布している場所に別の地域個体群由来の個体や養殖個体を導入することのほうが、遺伝的な生物多様性に悪影響を引き起こすため問題は大きい。重要な地域だけでなく、どの地域においても国内間の導入生物対策を重要視するべきであるので、地域個体群間での生物の移動や導入は原則禁止とするべきである。(2件)	地域個体群に係る遺伝的攪乱に関しては、その影響が指摘されていることについて、1(2)エに記述しています。地域個体群については、その分布等についての知見の充実を図ることが必要と考えます。
41	その種が自然分布している地域に同種を放つことこそ、問題が一番大きいと考えております。種の多様性・遺伝的多様性を急速に消失させている、自治体や団体による善意のコイやホタル、オオムラサキなどの放流・放蝶や、漁業法第127条に基づく内水面漁業のための産地を考慮しない種苗放流は、その根の深さを考えても深刻な問題です。この構造的な問題解決のためには、各地域の内水面漁業協同組合に課せられている漁業権魚種の増殖義務について、安易な種苗放流を制限することがまず必要です。環境整備等による自然増殖を図ることが最優先ですが、次善策として遺伝的多様性に配慮した地元水系産種苗の育成・放流も推奨されるべきです。このためには行政の規制だけでなく、支援も不可欠です。地元水系産種苗の育成の場として、各地の水産試験場の有効な活用が効果的であると考えられます。以上のような代替増殖措置に伴うコスト増は、利用者である遊漁者と、河川工事などで魚類資源に負荷を及ぼし続けている国が相応に負担するべきだと考えます。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
42	国内でも島嶼地域における生物の移入は原則禁止すべきと考えます。亜種や地域個体群の崩壊に繋がります。(3件)	2(2)⑥に記述したとおり、固有種が多く生息する地域では、特別な管理が必要と考えます。
43	遺伝子かく乱はヒト以外の生物種の地域個体群だとなぜ問題となるのか、説明がほしい。	長い期間を経て進化を遂げてきた生物種の遺伝的特徴を攪乱するため、問題としています。
44	島嶼等の地形をもつ地方公共団体において、国内移動に関して、今回予定されている外来種に関する法律にはない規定を、条例に基づき設けて、独自に外来種対策を行うことについて、国としては妨げるものではないことを、法律に明記する必要があることについても、やはり最終答申に記述しておく必要があります。	2(3)②に、地方公共団体に国として支援する旨、追加記述します。
45	現状と問題(1)問題に係る基本認識の文中で「在来種の捕食、在来種との競合、交雑による遺伝的攪乱、…」とあるのを「在来種の捕食、在来種との競合、その結果としての生態系の攪乱と変化、交雑による遺伝的攪乱、…」に修文する。	当該箇所では、影響についての例を並べて示しているもので、影響に係る詳しい内容は、(2)以降に記述しています。
46	現状と問題(1)問題に係る基本認識の文中で「日本国内において生態系の構成要素となっている」とあるのを「日本国内において地域生態系の構成要素となっている」に修文する。	当該箇所については、その他の意見を踏まえて修文を行い、ご指摘の部分の文章は削除します。
47	「自然分布域」という表現には曖昧さが残る。①当該地域にはこれまで分布していないが最近発生が確認され、なおかつ人的に導入されたものではない種、あるいは、②偶発種、そしてより一般には、③クマゼミなど、気候の温暖化などによって分布を拡大し、それまで生息が確認されていなかった地域で確認されるようになったもの、は外来種には含めないことを明示すべき。	当該箇所では、外来種は人為的に導入される種であることを明示しており、ご指摘の生物については外来種に該当しないことが理解できる表現になっているものと考えます。

< (2) 外来種による問題点と事例 全般> 4件

No	意見要旨	対応の考え方
48	人為による生物多様性への影響は農林水産業、土地改変、化学物質の放出。外来種による影響は並んで大きなものである。としてはどうか。	ご意見を踏まえ、「はじめに」において、生物多様性国家戦略において、開発影響と並んで外来種による影響があることを追加記述します。
49	「生物多様性は30数億年の進化の歴史を積み上げて…」の「30数億年」を40億年に統一すべきである。	ご意見を踏まえ、「30数億年」の記述はしないこととします。
50	在来種や漁業対象種を捕食するオオクチバスとブルーギルの問題については記載されていますが、ニジマスや他地域産のイワナなどの移植放流において地域の自然的状況を考慮していく必要があることについては記述がありません。漁業における生物多様性保全上の問題についても、最終答申に盛り込む必要があると考えられます。	外来種による影響に関する事例は、これまでの小委員会での議論や資料を踏まえて代表的なものを記述しています。
51	甲殻類・軟体動物など、昆虫類以外の無脊椎動物の外来種でも、100種以上が日本に定着していることが報告されており、その半数近くは淡水産または海産のベントスである。「中間報告」の記述には、昆虫類以外の外来無脊椎動物、特に水生の外来無脊椎動物に対する考慮が乏しく、外来種対策上、このような分類群への対処は重要ではないとの誤解を生じかねない恐れがある。昆虫類以外の外来無脊椎動物への言及と考慮を増やすことが望まれる。	水生生物に関する知見は少なく、知見の充実を図る必要があると考えます。2(3)①に記述のあるとおり基礎的な調査研究を充実する中で知見を集積していくべきものと考えます。

< (2) ア 在来種の捕食> 1件

No	意見要旨	対応の考え方
52	在来種の捕食などは、食物連鎖と生物の進化の過程のはなしであり、在来種の何がどうなる影響を阻止しなければならないのかという具体的な問題提起を明示すべき。	人が介在して外来種を導入することにより、在来の希少種や固有種を捕食などの被害が出ていることについて、例を紹介しているものです。

< (2) イ 在来種との競合・在来種の駆逐等> 3件

No	意見要旨	対応の考え方
53	「植物では、導入先の環境条件が外来種の生育に適してい…」は導入先ではなく侵入先の方が適切である。	ご意見のとおり、修文します。
54	「在来種からなる生態系の構造自体も変化している。」の「生態系」の用法は、間違えてはいないが、「生物群集」とした方が適切である。	本報告では、全体的に「生態系」で表現を統一しています。
55	「独占してしまうことは」を「独占または他の生物が利用していた資源を使うことは地域生態系を変化させてしまうことになり」とする。	ご意見のとおり、修文します。

< (2) ウ 植生破壊等による生態系基盤の損壊 > 4件

No	意見要旨	対応の考え方
56	放牧(牧畜)や農林業による植生破壊にもふれた上で、外来種の導入による植生破壊の特徴を説明する方が正しい歴史認識につながる。	ここでは外来種による影響の事例を提示しています。
57	イノブタ飼養、養鹿業による脅威が紹介されていません。畜産業において飼養されている家畜などが外来種となることも明記するべき。	家畜が外来種となった例としてノヤギを示しています。
58	狭義の在来植物(他地域産種子の在来種ではない)による緑化が、実用的な状態になっていない状態で、外来種による緑化やマメ科植物による意図的な窒素固定をもって、「生態系基盤の損壊」とまで言い切ることは、明らかに根拠不足と論理の飛躍である。	ご意見を踏まえ、修文します。
59	「植生や土壌など生態系の基盤そのもの」の「生態系」の用法は、間違えではないが、「生物群集」とした方が適切である。	本報告では、全体的に「生態系」で表現を統一しています。

< (2) エ 交雑による遺伝的攪乱 > 7件

No	意見要旨	対応の考え方
60	下北半島にいるタイワンザルの群れは現在でも飼育者(所有者)が存在し、エサを与えています。飼育場周囲に金網がありますが、サルの行動を妨げることは全くできないため「半野生化」(曖昧な表現ですが)しております。何頭かは野生化したと言って良いと思われます。下北半島のタイワンザルの群れにおいては、交雑は証明されておりません。	下北半島では交雑は証明されていない、とのご意見を踏まえ、誤解のないように修文します。
61	下北半島のニホンザルは人間を除く霊長類の中で世界最北限に生息するとして、ニホンザルおよびその生息地として天然記念物に指定されています。学術的にも貴重である在来種、在来生態系が、外来種によって危機にさらされている点も記載するべき。	ここでは、生態系に与える影響について、記述しています。
62	青森県と和歌山県のタイワンザルは状況が異なり、遺伝的攪乱は後者では確認されているが前者では確認されていない。また、和歌山県に関しては、移入タイワンザル群には交雑個体が存在しているが、ニホンザル群で生まれた交雑個体は確認されていない。「和歌山県と青森県ではタイワンザルは野生化しており、とくに和歌山県ではニホンザルと交雑し、両者の特徴を併せ持った個体がタイワンザル群の中で生まれている」という記載にすべき。また、移入種(外来種)による影響の事例の表において、遺伝的な攪乱は下北では□、紀伊半島では■とする。(2件)	青森県では交雑個体は確認されていない、とのご意見を踏まえ、誤解のないように修文します。
63	「外来種のタイリクバラタナゴ」という表現は、「外来のタイリクバラタナゴ」とするべきである。	ニッポンバラタナゴが生息する場所ではタイリクバラタナゴは外来種であるため、このような表現としています。
64	「地域固有の遺伝的形質を持つ地域個体群に、異なる形質を有する個体を持ち込む」を「国内の地域固有の遺伝的形質を持つ地域個体群に、国内の他の地域から異なる形質を有する個体を持ち込む」に修文すべき。	地域個体群に係る地域間の持ち込みについて記述しており、「国内」と明記せずとも支障はないものと考えます。

65	1 (2) の文中「種のレベルではないが、地域固有の遺伝的形質を持つ地域個体群に、異なる形質を有する個体を持ち込むことによる遺伝的攪乱も指摘されている。」とあるのを「種のレベルではないが、亜種、地域固有の遺伝的形質を持つ地域個体群に、異なる形質を有する個体を持ち込むことによる遺伝的攪乱も生物多様性保全上問題である。」と修文する。	本報告では、亜種について、1 (1) で種に含むものとして取り扱っています。
----	---	--

< (2) カ 人の財産等 (農林水産業等) への影響 > 4件

No	意見要旨	対応の考え方
66	ヒトの経済行為による生態系破壊は絶大である。それとの対比がほしい。	ここでは、外来種による影響を記述しています。
67	「飼料用の穀物に混入したとの報告のある植物」の例としてオオブタクサ、アレチウリを加える。	ここでは「家畜の糞の農地還元を通じて畑に蔓延」した外来種について述べています。
68	「混入して導入した」「導入した昆虫」とあるのは「混入して侵入した」「侵入した昆虫」とすべき。	「導入」という言葉には、非意図的な持ち込みも含まれます。
69	人の財産等への影響、人の健康への影響は外来種のみならず在来種も引き起こす問題である。在来動植物によるこれらの問題との区別をより明確にしないと、在来種に対してもいたずらに不安感を与え、不要な駆除が行われかねない。産業被害の場合、外来種による被害を受けている産業自体が外来種を飼育・栽培・養殖している場合もあり、ここで問題点として取り上げることが適切なのかどうか、より丁寧な説明が必要である。	他の国や地域から、人為的に持ち込むことにより生ずる問題は、自然状態では生ずることのなかった問題です。この点については、1 (1) の最後の段落に追加記述します。

< (2) キ 人の健康への影響 > 2件

No	意見要旨	対応の考え方
70	ヒトの移動による人の健康への影響は絶大で新たな例としてはSARSがあります。これらとの対比がほしい。	ここでは外来種による影響の事例を示しています。
71	人への健康影響としてブタクサやイネ科の牧草類などによる花粉症を加える。	ここでは特に人の生命や身体への被害の代表例を記述しています。

< (3) 外来種の導入経路 全般 > 1件

No	意見要旨	対応の考え方
72	中間報告で列記されている項目以外に、元来の生態系の一員である野生動物が、生息環境が改変されたために、「外来種の運び屋」となっているケースが考えられます。具体的には、特に、火山列島の北硫黄島、南硫黄島に対する影響が考えられ、これらの島は基本的に立ち入りが制限されていますが、周辺に生息するカツオドリやミズナギドリ類などの海鳥類は、開発の進んだ小笠原群島の繁殖地から移動してくる個体も考えられ、移入種導入者としての危険性は無視できないものと危惧します。原生自然環境保全地域に指定されている南硫黄島では、上陸禁止状態が20年近く続いています。この間モニタリングがまったく実施されておらず、早急な現況調査が必要と考えます。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。

< (3) ア 野外への放出 > 6件

No	意見要旨	対応の考え方
73	動物業者による意図的な遺棄事例が多く存在する。「ペットとして」の次に、「、あるいはペット販売用に」を追加して下さい。	ここでは個人・業者を問わずに記述しています。
74	業者がまとまった数の遺棄をする例もあるようです。個人だけではないことを明記するべき。	
75	ハリエンジュは従来、主に治山緑化・海岸砂防に用いられてきた樹種であり、シナダレスズメガヤは主に寒冷地の治山緑化に用いられてきた草種である。少なくとも現在の法面緑化用植物としては主要でないので、修正願いたい。	ご意見を踏まえ、「法面等の」を削除します。
76	「ペットとして飼養していたもの」を「ペットや動物園で飼育展示していた動物」にすべき。	ここでは主要な例について記述をしています。
77	釣り人によるブラックバスなどの放流、及び種苗放流を事例として挙げるべきである。	ここでは野外で公的に何らかの働きを期待して放出したものについて、例示しています。
78	「野外への放出」の部分では、内水面の種苗放流など最も生物多様性に影響を及ぼしている行為について全く触れられていないのは問題である。「内水面への種苗放流問題」についてアユ、ブラウントラウト、ニジマス等の事例を明記すべきである。	ここでは主要な例について記述をしています。

< (3) イ 過失による野外への逸出 > 1件

No	意見要旨	対応の考え方
79	「過失による野外への逸出」の項に、動物園や水族館の事例だけではなく、「飼育者の過失によるペットの逸出」を明記するべき。	当該記述には、ペットの逸出も含まれています。

< (3) ウ 非意図的な導入 > 4件

No	意見要旨	対応の考え方
80	「一時国内各地でみられたアメリカシロヒトリ」とあるが、本種が過去の害虫であるかのような記述の正当性が疑われる。	ご意見を踏まえ、「一時国内各地で」を削除し修文します。
81	バラスト水による非意図的な導入にオニハマダイコンを加える。	例示は項目毎に1～2例に限って記述しています。
82	「イッコククモガニ」は「イッカククモガニ」が正しい。	ご意見のとおり修文します。
83	微生物や寄生虫の問題を加えるべきである。	1 (2) オ及びキに記述しています。

< (5) 外来種対策に関する取組の現状 ア 我が国における現行制度 > 9件

No	意見要旨	対応の考え方
84	産業の振興を目的とした法律で、産業による生物多様性への悪影響が規制できないのは当然であるので、そのように表現した方が整理しやすいのでは。	ここでは海外からの生物の持ち込みの制度について、生物多様性を目的としていないことを示しています。

85	どの法律がどんな生物のどのような外来種対策に効果があり、また効果がないのか表などを添付して、一覧に示すべき。(2件)	ここでは各法律の目的等を整理して示しています。参考資料として各法律の概要を添付しています。
86	1 (5) ア (ア) の最後に「日米及び日ソ渡り鳥保護条約、日中及び日豪渡り鳥保護協定では、鳥類の保護にとって有害な動植物の輸入規制を行うこととしている。」を追加する。	条約等の締結時に、鳥獣保護法等で措置されています。
87	天然記念物の放逐や天然記念物指定地への生物種の放逐を現状変更等行為として規制できていることについても記述すべきである。	事例はいくつかの観点から代表的なものを示しています。
88	1) 「国内を移動し、それが野生化して」を「国内を移動し、その上で放逐、逸出等し、それが野生化して」と語句を挿入すべきである。また、国内移動によって発見されている交雑個体 (セマルハコガメ、サキシマハブ等) があることから、「現在分布が確認されている我が国固有の生物については、その分布域外に持ち出さないことが原則である。」と明記すべきである。	ご意見の前段は、ご指摘のとおり修文します。後段については、この措置のあり方は外来種に対してであり、持ち出すのではなく持ち込むという視点で記述しております。
89	ここでいう必要と言う植物の駆除等は生物多様性保全の観点からの駆除ではないことを述べてはどうか。	ご意見の趣旨は、1 (6) に記述しています。
90	1 (5) ア (ウ) の最後に「日米及び日ソ渡り鳥保護条約、日豪渡り鳥保護協定では、特異な自然環境を有する地域の生態学的均衡を乱すおそれのある動植物の持ち込みを規制する措置をとることになっている。」を追加する。	条約等の締結時に、鳥獣保護法等で措置されています。
91	1 (5) アの (イ) 及び (ウ) を合わせて、現行国内法等による外来種対応として、外来種対策上の必要な施策が行われているかどうかという点から整理すべきである。	ご意見の趣旨は、1 (6) に含まれます。

< (5) イ 国内における生物の取扱い > 2件

No	意見要旨	対応の考え方
92	ニュージーランドの先進的な政策には学ぶべきことが多いが、その基本方針、基本認識をまず紹介するべき。	ここでは諸外国の対策について紹介しています。
93	ニュージーランドの二つの法の名称を記載してください。	ご意見を踏まえ、名称を追加します。

< (6) 外来種対策に関する課題 > 3件

No	意見要旨	対応の考え方
94	「担保する措置はない」を「担保する措置は現在のところない」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、修文します。
95	「普及啓発が不足」を「法整備とあわせて普及啓発も」としてはどうか。	今後の普及啓発については、2の措置のあり方で記述しています。
96	どういう点を積極的に改善していくべきかというビジョンが明確に伝わってこない。	措置の基本的な考え方は、2 (1) に述べています。

2 外来種対策に関する措置の在り方

<(1) 基本的考え方> 94件

No	意見要旨	対応の考え方
97	2(1)第2段落の文中「侵略的な外来種の影響は、…」とあるのを「侵略的な外来種の侵入による影響は、…」と修文する。	ご意見を踏まえ、修文します。
98	すべての動物を輸入禁止にすべき。(2件)	外来種のうち、特に侵略的な外来種について措置を講ずるものとしています。
99	外来種は全て輸入禁止とし、影響がないものを例外的に認める制度にすべき。(3件)	
100	外来種の導入予定者が生物多様性への影響評価等の記述を行った申請書を提出し、これを国が評価判定するシステムは良いが、悪影響を与えると判断される種は適正な管理を要求するのではなく、輸入を禁止すべき。(8件)	
101	基本的には、生きた生物を持ち込むことを認めず、特に理由のある場合に限り、何らかの条件を付けて認めるべき(3件)	
102	外来種の影響を確実に防止することはできないと考えるなら、予防の観点から原則禁止とすべきであり、1(6)の第2段落を次のように改める。 「また、外来種による影響が不可逆的であり、定着した種が個体数を急激に増加させる可能性があること、外来種による悪影響を防止する観点からこれらを確実に担保する措置はないことを考慮すると、外来種の利用や飼養等については原則行わないこととし、影響が少ないと考えられるもののみ徹底した管理を行うことを前提に利用、飼養等を行うとともに、外来種による著しい影響が確認された場合には、早期に当該外来種の防除等の措置を採る必要がある。」	
103	外来種は、生態情報等が不足しているなどで影響の判定が困難な場合が想定される。その場合は予防原則から導入を規制すべきである。	
104	野生動物は原則販売禁止、飼養禁止にしてほしい。(2件)	侵略的な外来種が問題を引き起こすのは、逸出等により生物多様性等への影響が出る場合ですので、適正に管理できるかどうかを公的に確認することとしています。
105	愛玩・鑑賞など趣味において「利用する者」については「適正に管理できる施設・能力」の如何にかかわらず利用を禁止すべき(2件)	

106	一刻も早く移入種に対する国内法を整備し、大学や各種研究機関、公的機関等での試験研究目的を除き、各国において採集禁止種、採集できるはずのない種、あるいは商用など一般的な理由では国外に持ち出せないはずの種を国内に持ち込ませないようにする必要があります。	本報告は、他国の持ち出し禁止については対象外であり、我が国における外来種対策の措置のあり方を検討するものです。
107	基本的に、外来種の輸入は禁止すべきと考えます。しかし、完全に輸入禁止ができない場合、少なくとも意図的に導入する外来種は繁殖不能措置が取れるものに限ることと、処置済み由政府が承認するべきと考えます。繁殖不能措置が取れない種の輸入に際しては、輸入の必要性を判断の上、厳重な個体管理を義務づけ、逸脱には罰則を設けることが必要ではないでしょうか。	悪影響があり得る外来種については、野外への逸出が起らないよう適正な管理を求めることとしています。
108	世界的な情報収集を進め、導入による生態系への影響が明らかとなっている種や影響が少ないことが証明されている種を、それぞれダーティリスト・クリーンリストとして提示し、ダーティリストのものは輸入禁止、クリーンリストのものは原則許可とし、その他の新しい種について徹底したリスク評価を行うなどといった工夫によって、審査に必要な莫大な作業量を低減することが必要。(8件)	影響の判定は国がすること、判定に必要な情報は外来種を持ち込もうとする者が提出すること、判定に際しては専門家の意見を聴くこと、判定が終わっていない種は輸入しないこと、などについて2(2)②に記述しています。
109	「悪影響を及ぼすおそれのある種(グレー種)」についても、科学的な事前評価によって、「悪影響を及ぼすことがない種(ホワイト種)」と判断されるまで、輸入を認めるべきではない。また、輸入を認める場合でも、外来種は10年以上の潜伏期間(スリーピングタイム)を経て害性を発揮する場合(小笠原のグリーンアノールの例)もあるため、輸入業者から保証金をとり、万が一、害性が発揮され駆除が必要になった場合には、原因者負担による捕獲が実施できるよう、デポジット制を検討すべきである。	ご意見の前段については、その趣旨で2(2)②に記述しているところです。また、外来種の悪影響の判定については、新しい知見が出てきた際には適宜見直しをする旨、同項目に記述しているところです。
110	外来種管理への国、地方公共団体、非政府組織、研究者、市民団体などの役割分担を明記すること。(4件)	2(1)において、「外来種問題への対処は、国及び地方公共団体を中心となって当たるのが基本であるが、外来種を扱うすべての人が外来種に係る問題を認識し、それぞれが必要な対処を行えるよう促していくことが必要である」と記述しています。
111	緑化用に用いられる外来植物は、浸食防止、生態系機能発達促進、景観保全・改善などの効用をもっているが、それが全否定された場合、たとえば浸食の増大によって、現場ばかりでなく、流域の生態系に多大な影響を引き起こす。法規制によって生じるデメリットも十分に考慮されなくてはならない。	本報告では、生態系等に対する影響が著しい外来種に対して適正な管理を求めることとしています。
112	外来魚を駆除するにしても完全に根絶やしにすることなど不可能です。それならレジャーの人からお金や税金を集めるなどして外来魚も資源として使えばいいのではないのでしょうか。	既に定着し、被害を及ぼしている外来種については影響の程度等に応じて、生態系からの完全排除、封じ込め、生息数管理などの防除措置が必要としています。

113	販売、流通業者については許可制とし、特別に法律や飼育技術、販売時の注意項目などについての講習を義務付け、販売されたペットなどが逃げ出さないように指導を行うようにする必要がある。(10件)	ペットに関しては、逃げ出さないように飼育することが必要ですので、本報告では、特に個人と業者を分けずに適正な管理ができるかどうか公的な確認が必要とし
114	純粋に生物多様性を第一とした理想を突き詰めていくことに疑問を感じる。(4件)	本報告では、生態系等に対する影響が著しい侵略的な外来種に対する制度的な措置を中心に検討しています。
115	在来種のリスト作成は必要であることは当然であるが、移入種の規制は危急事態であり、在来種リストの作成を待ってられる状況ではない。当面は全種に対して規制を基本とし、リストとの照らし合わせによる特定は、順次行っていくことができるような仕組みを作ることが大切である。(3件)	規制的な措置を実施する場合は、種が特定されることが重要です。このため、侵略的な外来種の特定について、種のリストは基礎情報として重要です。
116	移入種対策小委員会の議論では、リスク評価の対象となる分類群について、「維管束植物については種のリスト作成に時間を要すると考えられることから、当面の間、指定外とする」とされていますが、既に生物多様性への著しい悪影響が指摘されている維管束植物もあることから、指定外とはせず、種のリストの作成を急ぐ必要があるということを、最終答申に記述する必要があります。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後検討されるものです。
117	外来種は、本来そこに存在しないはずの生物が存在するようになる事であり、そのことはその生態系が変質する事を意味する。よって、外来種が定着すると言う事は、必ず生態系に影響があると言う事であり、基本的に許容してはいけない事である。(3件)	本報告では、生態系等に対する影響が著しい侵略的な外来種に対する制度的な措置を中心に検討しています。
118	外来種問題への対処は国及び地方公共団体が中心となって当たるのではなく、予防策の重要性に鑑み輸入及び管理に係る法規制を第一とし、国が輸入規制及び国内移動に関するリスク管理を行い、国民への普及啓発を進め国民一人一人が管理の適正化を図ることが基本である。	2(1)において、「外来種問題への対処は、国及び地方公共団体が中心となって当たるのが基本であるが、外来種を扱うすべての人が外来種に係る問題を認識し、それぞれが必要な対処を行えるよう促していくことが必要である」と記述しています。
119	どこが何を担うのかという実効性確保のための実施主体を検討すべきである。特に、予防的観点からの輸入規制及び管理の適正化の観点からの現行法の見直し及び強化を検討すべきであり、また生物多様性の保全の観点からの外来種への対応は、現行の種の保存法、自然公園法、自然環境保全法を中心に対応の強化について検討を進めるべきである。	2(2)⑧において、「国立公園等の地域に関しては、別途外来種の放出等の規制や防除等に係る特別な管理」ができるようにと修文しています。
120	さまざまなセクターが協力関係を持って問題解決に取り組めるような体制を、行政主導で整備する具体的提案を含めてほしい。ただし、各セクターの責任の所在と範囲を明確にしなければならない。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
121	生物自体が売買されるケース(クワガタムシ、ペット等)と、生物が売買され、さらにそれらを使った経済活動が行われている場合(セイヨウオオマルハナバチがささえる農業、オオクチバスがささえる観光産業)は別に議論されるべき。後者において、現在、導入ばかりで、同様な昆虫を身近なところで発見し、商業的に農業生産に生かしていくといった発想がない。今後の外来の有用生物の導入にあたっては、セイヨウオオマルハナバチの導入時にできなかった施設トマトのポリネーションに関する総合開発研究のようなものを、規制措置と平行して展開できるような文言も含められないか。	2(2)⑥で在来種利用に関する調査研究を進める旨、記述しています。

122	外来種の影響については地域ごとに事情が異なり全国的に一律な規制は難しい。駆除や抑制、規制に関しては個別の対応とすべき。	防除については、2 (2) ⑤において、防除が必要な地域毎に防除実施計画を策定して、計画的に防除を進めていく旨、記述しています。
123	自然保護的視点から移入種の利用を可能な限り制限することを目指すものなのか、あるいは無秩序な移入種利用による悪影響を回避するためのもので移入種利用自体を否定するものではないのか、明示をすることが必要である。	本報告では、侵略的な外来種に対処するための措置について、検討しています。
124	動物の生態を知る専門家だけでなく、細菌学者や疫学者、経済学者までも加えて、生物多様性としての損失と同時に社会的な損失・利益を、計算・判断できるようにしておき、社会としてのリスクを明確にして、警鐘を鳴らすことができる、そういう機構をもつことができれば、より良いと思います。	2 (2) ②で判定に当たっては「幅広い専門的知見を得る」ことを追加記述します。
125	国内外の研究者とのつながることと平行して、一般からの情報を収集・整理しながら、問題解決にあたる、「ネットワーク重視による情報収集・整理」型での問題解決の姿勢を求めたい。	2 (2) ④で「ボランティアの調査への参加促進」を記述しています。
126	無知や個人的感情が強すぎる意見は、どんなに多く寄せられても、数に屈してはいけないと思います。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
127	「費用対効果の観点からも、環境影響面から見ても」を「環境影響面から見ても、費用対効果の観点からも」とすべき。比較すれば、当然環境影響面からの観定の順序が先。	指針原則に書かれた順序と同じにしています。
128	日本の政策上の移入種と日本の企業利益の為の移入種、内容的にはまったく違います。ヌートリアやバス・マンダースなどの問題よりも、カミツキガメやガーパイク・ピラニア・外国産の昆虫の比較的新しい、趣味的な移入種のガイドラインを希望します。	本報告では、すでに国内に蔓延している外来種も含め、生態系等に著しい影響を与える侵略的な外来種全般に対する措置について記述しています。
129	「他の移入種だって好ましくない」と明確にして欲しいです。ブラウンもニジマスも否定して、否定した上で現実的な対策の理由を明示してください。	
130	微生物における移入種問題も早急に検討すべき。	2 (3) ①において、対策の実施に当たっては、現在の科学的知見、実行可能な実施体制等を勘案の上、優先度の高いものから早急に実施していくこととしています。
131	「人の健康や人の財産への影響」を含め、国として取り組むべき。	ご意見の趣旨は、本報告にすでに含まれています。

132	「外来種か在来種かの判断は固定的なものではない」ことに注意しておくことが大切です。「外来種であるかどうか」の判断が意外と難しい場合のあることを考えても、「侵入した外来種すべてに抑制的対応をとるべき」といった強硬な姿勢はとるべきではありません。すでに侵入・定着した外来生物に関しては、あくまでも問題となるほどの影響が生じているか、その可能性合理的に予測されるものに対して、行われるべきです。このように考えていくと、すでに国内に入ってしまった外来生物に関する対応は、在来生物に対するそれと、さほど大きな違いがないことが見えてきます。北海道のエゾシカなど、いわゆる有害鳥獣として管理される在来種は、まさに影響が放置できないからこそ対応がとられているわけで、外来種の場合にも同様の考え方を適用することこそが、一般市民の理解も得やすいこと疑いありません。つまり、よそ者だから排除しているのではなく、影響を放っておけないから対処しているのだ、という理解を広めるべく啓発につとめることができる。ただし、管理・抑制の対象が外来種である場合、抑制の目標は根絶であるべきで、この点が外来種と在来種との大きな違いになるでしょう。	本報告では、外来種問題については、人為によって引き起こされる新たな問題であるという観点で、悪影響を及ぼす侵略的な外来種に対する制度的措置を中心に検討しています。
133	悪影響とは、目先の実害だけあり、文化としての生態系の保全という重要な視点が抜け落ちている。上のような観点から、輸入昆虫（や他の動物）の輸入に対して急速にして、かつ厳しい法整備の実施を強く要望したい。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
134	生物多様性条約締約国会議で決議された指針原則に則り対処するのであれば、外来種対策、予防及び種の導入、影響緩和について関係省庁にまたがる具体的取組み方法を、生態学的観点のみならず経済、衛生的観点も含めて早急に検討、実現すべき。	2 (3) ②に関連諸制度との連携・協力を記述しております。
135	輸入種の輸入の規制、管理は全面禁止などではなく現実的な制度にして頂きたい。カミツキガメなど現実的に用意できない設備を指定したり、登録費用が高額なため、結果として許可を得ずに飼育したりカメを投棄するものが増えるという逆効果となっているところもあります。また今まで入っていたものが入らなくなると価格が急上昇し、リクガメのように密輸などの違法行為によって多数のカメが入ってくるようにもなりかねません。適正な人間が手続きを経て輸入がされるようになることを望みます。	侵略的な外来種が問題となるのは、管理下を離れて被害を引き起こす場合ですので、適正な管理が必要です。適正な管理が公的に認められる場合には、輸入は認めることとしています。
136	非意図的導入について基本的考えについて具体的に、明記されていない。非意図的導入は、意図的な導入に伴うものが多いので、導入経路を特定して、添えに関連した業者などに導入阻止のための措置（リスクアセスなど）を義務づける仕組みを設けることなど明記すべきである。	ご意見を踏まえ、非意図的な導入については、導入の可能性が高い地域における監視について、2 (2) ④に記述を追加します。
137	外来種個体による「交雑」はそれ故に生物多様性を喪失させることになるので、2 (1) 第2段落の文中「なお、外来種の対策においては、「交雑」や「よそ者」を、それ故に排除すべき対象としているわけではなく、」を削除する。	交雑してできる個体が問題ではなく、交雑するような事態を招く人間の行為が問題であるという趣旨で記述しておりましたが、ご意見を踏まえ、誤解を生ずることのないよう当該箇所を修文します。
138	外来種の導入、侵入、飼育状況の把握体制が第一に必要であることから、2 (1) 第3段落の文中「外来種対策は、こうした外来種の全体像を理解した上で、特に生物多様性等への影響が懸念される侵略的な外来種に対する制度的な措置を中心に検討する必要がある。」とあるのを「外来種対策は、こうした外来種の全体像を理解した上で、外来種の生息状況の把握と特に生物多様性等への影響が懸念される侵略的な外来種に対する取り扱い業者や飼養者は許可制とするなど制度的な措置を中心に検討する必要がある。」に修文する。	ご意見を踏まえ、侵略的な外来種の早期発見・早期対処について監視体制の確保を図る旨、2 (1) に記述を追加します。

139	外来種の影響は、地域によって異なってくることが考えられる。影響の判定に当たっては、もっとも影響が大きい場所を基準とすべきである。	影響の判定は、専門家の意見を踏まえ、行うこととしています。
140	外来種法案の骨子となるべき部分であるにもかかわらず、具体的方策に関する記述がほとんどみられず、制定される法案の実効性が疑われる内容となっている。実効性のある法案の方向性を具体的に示す内容となるよう、再検討を強く望むものである。	本報告は措置のあり方について基本的な考え方を示すものであり、具体的な措置の内容については、この報告をもとに今後検討していくこととなります。
141	すでに日本に侵入してしまったものへの対策と、これから日本に入ってくるものに対する施策は分けるべきです。前者に関しては、現在の状況などを勘案しながらある程度ケースバイケースで対策をたてるしかないであろうが、後者に関してはきっちりしたルール作りとその適用が可能である。	輸入や国内での利用等については、すでに入っているかどうかに関わらず措置を講ずることとしています。防除については、蔓延や被害の状況に応じて具体的な対策をケース毎に考えることとしています。
142	生物多様性に悪影響をおよぼす可能性のある生物に遺漏なく対処すべく、すべての生物が法律の対象となることを明記すべきである。規制の対象生物や対策は予測される影響の程度によって決められるべきものであり、分類群にかかわらず臨機応変に対応できる必要があるからである。	2(3)①に優先度について記述をしております。どのような生物を措置の対象にするかは、科学的知見等の状況を踏まえて検討していくこととなります。
143	管理対象となる種や地域の選定基準を設け、生態系に与える影響の大きな種のリストやその影響の大きさや範囲など、対象種や保護すべき地域の選択基準となるものを提示すべきこと。また、対象種毎に根絶や制御のための技術を示したガイドラインを策定すべきこと。(2件)	2(2)⑧で、外来種に係る定着状況、生態的特性等に係る調査研究、防除に係る技術開発等を進めることとしています。
144	移入動物の輸入規制、法整備を行い、飼い主は個人個人がきちんと飼うという自覚が必要。	ご意見の趣旨については、2(1)に記述しています。
145	侵略的外来種と理解しておきながら販売にする者や遺棄・放出した者に対して厳しい罰則を規定しておくべきである。特に固有種の多い地域や重要管理地域における外来種の違法導入等に対しても厳しい罰則を規定しておくべき。	今後、法律について検討する場合に、罰則の規定について検討することとなります。
146	現在の外来種対策は対策費用の確保という問題が最も大きな問題となっており、この点における認識が欠如している。中間報告にも予算の具体的な措置について明記すべきである。また、将来的な動向を考え、予算の長期的な獲得戦略を考えておくべきである。	ご意見を踏まえ、2(3)①に「予算や体制の整備に努める」旨、追加記述します。
147	法案制定前から飼育していた人や法が制定され施行されるまでの間に、行ってはならないことを示すべきである。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
148	移入種対策小委員会では、再導入について全く議論されていないが、外来種問題の一つとして再導入の議論およびガイドラインを作っておくべきである。	
149	対象となる外来種の範囲が曖昧であることから法案の期限については、3年とし3年後の見直条項を設けるべきである。	対象となる外来種の範囲については、科学的知見等を踏まえ検討していくこととなります。

< (2) 制度に当たり検討すべき事項 全般 > 3件

No	意見要旨	対応の考え方
150	「制度化に当たり検討すべき事項」に大前提として国は、外来種対策に対する基本方針または基本的理念を示すことを明記すべきである。例えば、「国は、生物多様性条約第回締約国会議において決議された指針原則に基づき侵入の予防、早期発見・早期対応、定着したものの防除といった3段階のアプローチについて、「外来種対策基本方針」を作り、広く国民にその問題点と対応策を示す必要がある。」等明記すべきである。	ご意見を踏まえ、2 (2) ①に外来種対策制度の基本認識や施策推進の基本的考え方に関する記述を追加します。
151	制度化に当たり検討すべき事項の中に、非意図的な導入についての具体的な対応策を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、非意図的な導入については、導入の可能性が高い地域における監視について、2 (2) ④に記述を追加します。
152	在来種と同種であっても、国外からの持ち込みは遺伝子の攪乱や密漁の助長を引き起こす可能性が高く、在来種と同種の植物の持ち込みは規制すべき。また、外来種が影響を及ぼす程度は、持ち込まれる量にもよる。これらの観点から、2 (2) ①の第1段落の文中「我が国に新たに外来種を持ち込もうとする者に、当該外来種の生態、利用形態、生物多様性影響等に関する基礎的な情報を提出させ、…」とあるのを「我が国に生物種を持ち込もうとする者に、当該種の個体数(卵等も含む)、生態、利用形態、生物多様性影響等に関する基礎的な情報を提供させ、…」と修文する。	ご意見の趣旨は「利用形態」に含まれ得るものと考えます。

< (2) ① 影響の判定 > 34件

No	意見要旨	対応の考え方
153	判定をあたって専門家の意見を踏まえるとなっているが、個人ではなく関連する学会の代表としての性格付けを行うことにより客観性を保つことが必要である。(2件)	ご意見を踏まえ、判定に当たっては、幅広い専門的知見を得るために関連学会等の協力を得ることについて記述を追加します。
154	2 (2) ①の第2段落の文中「判定に当たっては、専門家の意見を踏まえることが必要であり、…」とあるのを「判定に当たっては、生物多様性への影響を主として専門家の意見を踏まえることが必要であり、…」に修文する。対象となる種が多岐にわたることが考えられるので、特定の個人ではなく、学会等組織的に広範な意見を集約できるようにすべきである。	
155	専門家ひとりの意見を求めるだけでは見地が偏る恐れが多いと思われます。複数名に意見を求める必要がある。この意見は公表され、一定期間は、多数の方の意見を求めることとして下さい。	
156	影響を正確に評価するためには、その生物群の形態、生態を十分に知っている専門の研究者がこれに携わらなければならない。	
157	対象となる外来種の範囲について、基本的には、全ての外来種を対象とすべきである。その上で第一段階における専門家の判定は、科学的な立場で明らかにしつつ進め、利害関係者を含まずに生物多様性保全の観点からのみ影響を評価することを明示すべきである。また、第二段階の判定は、自然保護NGOやNPOなどの意見を取り入れ判定すべきである。判定基準を作る為には、各学会のバックアップ体制が必要であり、専門委員会による専門的知見を見極めることが重要である。	

158	外来種の悪影響を判定する際の専門家としては、生物種に関する基礎生態学の専門家および、それを応用的に使用している造園学、園芸学、緑化学等の応用分野の専門家の意見を聞くことが重要である。	ご意見を踏まえ、判定に当たっては、幅広い専門的知見を得るために関連学会等の協力を得ることについて記述を追加します。
159	悪影響を与えるかどうかの予測評価は、生物多様性保全の観点から行われるべきである。予測評価に際しては、専門家個人ではなく、当該生物を含む分類群の専門家で組織される委員会もしくは関連学会に協力を要請すべきである。これにより、影響予測の客観性が保持される。	
160	原則としてすべての生物種の輸入を届け出制とし実態を把握すべきです。税関にパソコンを設置し、持ち込んだ人が自ら、動物の種類と数、使用目的、流通経路等を入力する自己申告制を義務づけ、自動的にデータベース化していくというような措置を取ることも検討すべきです。(3件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
161	輸入時のデータを掌握できるデータベース・システムを構築することを明記すべきである。また、水際チェックができる検疫官を増やすべきである。その場合、「環境検疫官」を新たに設けて、希少種や外来種などもあわせてチェックできる仕組みを考えるべき。	
162	輸出入される生物種と数量、原産国について、輸出入許可証等による把握ではなく、通関時に現場で完全に把握できる体制を関係省庁との連携で確立する必要がある。	
163	「生物多様性影響等に関する基礎的な情報」と曖昧な表現で書かれているが、この部分は、「生物多様性への影響評価書」と明記すべきである。また、生物多様性影響評価書の具体的な内容を明記すべき。(3件)	影響の判定に当たっては、新たに外来種を持ち込もうとする者に基礎的な情報を提出させ、国が判定することとしています。基礎的な情報の具体的な内容は、今後検討することとしています。
164	輸入検査等にかかる諸費用は、輸入者の負担とすること。(2件)	
165	すでに導入されているが、現在のところ野生化で大きな問題にはなっていない種についても、評価の対象とすべきである。(2件)	すでに導入されている種についても、悪影響の判定を行うことを2(2)②に追加記述します。
166	外来生物の侵入防止のために、植物検疫、動物検疫、検疫、税関など既存のシステムが構築されている。これらの機関との連携・活用を積極的に行わなければ、確実、効率的な、水際管理が不可能となる。	2(3)②において、関連する諸制度との連携・協力体制を構築する旨記述しています。
167	外来種を定義してるのに、「我が国に新たに」という矛盾した言葉が上についている。	これまで日本に持ち込まれたことのない外来種について記述しています。なお、すでに導入されている種について悪影響を判定する旨を追加記述します。
168	過去に移入された外来種の多くは国策によって持ち込まれたものである。過失としても万一管理が出来なかった場合は、双方(認めた公的機関)に対しての責任がどの程度のものなのか疑われる。	防除の実施は逸出が確認された場合には当該個体の利用・管理者に相応の責任を求めることとしています。
169	持ち込みの可否について評価する際に、一部の評価者の偏った意向や特定団体の不当な圧力が反映されることがないように、公正な評価を国が責任を持ち実施すること。新たに輸入しようとする全ての種に加え、現在輸入されている全ての種についても、持ち込みの可否を再評価すること。評価の結果、悪影響と判定された種については学術目的および公的施設における教育展示目的以外では輸入を認めないこと。その場合も、適正管理が行われているか国による立ち入り検査を徹底させること。	判定は国が行うこととしています。既に導入された種について悪影響を判定する旨を追加記述します。悪影響と判定された種は、適正管理について公的確認を求めることとしています。

170	先ずは生物多様性保全の観点からの影響を評価することは大切であるが、その他にどのような視点を加え、それをどのように合意形成に持って行くのかという具体的手順が示されてはいません。	2 (2) ②に、幅広い専門的知見を得るため関連学会等の協力も得よう追加記述します。
171	外来種の区分 (カテゴライズ) が以下の面で複数必要。評価区分 (未評価、1年以内評価予定、評価済み) 緊急性区分 (緊急性度により3から5区分、レベルにより国管轄限定種が必要)。位置づけられた評価により、対応する行政機関を定めておく必要がある。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
172	判定は膨大な仕事量になることが予想され、環境省と農水省の一部からなる新組織を作る、あるいは役割分担をする、などの具体的な提言が必要。国内の移動による移入種問題に関して当面は、ブラックリスト式により早急に移動させるべきでない種を特定し、地方公共団体レベルで規制をかけるべきと考える。	
173	「誰にでも環境影響が判断できるチェックリスト」などというものはありえません。これだけチェックすればGOという免罪符になる恐れがあります。	外来種による悪影響の判定は、国が専門家の意見を踏まえて行うこととしています。
174	生物多様性への影響判定は、外来種の影響が最も受けやすい貧弱な生態系に基準を置くべきである。	判定は、専門家の意見を踏まえて行うこととしています。
175	「当該外来種が管理下を離れて定着する可能性や在来種等へ影響を及ぼす可能性について評価」の部分が「リスク分析・評価」のことを示しているものと思われる。リスク評価は、外来種問題に対して一番肝心である。環境省は、次年度予算要求に「リスク評価実施基盤整備事業」を明記している。具体的に検討しているのであれば、「制度化に当たり検討すべき事項」の中に明記すべきである。また、小委員会では、「リスク分析・評価」の具体的方策について議論されていないが、誰がどこで、どのように評価するのか明記すべきである。	判定は、国が専門家の意見を踏まえて行うこととしています。
176	以下の点を考慮して「リスク分析・評価」を考えるべきである。影響の大きさを類型化したり、特定の研究者のみの意見で影響の大きさを分析することは「リスク評価」とは呼ばない。(Ecological Risk Assessmentのプロセスで言えばせめて「リスク分析」というべきである。「リスク評価」＝「リスク分析」＋「不確実性の種類や大きさの検証」＋「関係者の評価プロセスの参加・合意」である。) 近年の「リスク評価」の常識では、評価の範囲を絞る段階など、評価の早い段階から、NGOなどの関係者を巻き込み様々な意見を取り入れることが、より良い合意形成 (リスクコミュニケーション) が実施されるため必要といわれている。このプロセスが欠けているものは、リスク評価とはいえない。リスク評価の情報をもとに、どのような対応が望ましいのか判断を加えて管理を実行するのがリスク管理と呼ばれている。リスク管理で重要なのは責任者 (意志決定者) と責任のとり方を明確にすることであるが、その点が曖昧である。判定不能なものはいれないようにすべきである。また、リスク評価に「専門家の意見」とあるが専門家は「生態学者」だけでいいのか。「専門家でもわからないことが多く判断が付きにくい事象」(不確実性が大きい事象) だから「リスク」とよばれているのである。	2 (2) ②に、判定に当たっては、幅広い専門的知見を得るため関連学会等の協力を得ることを追加記述します。

177	新たな外来種を持ち込もうとする者に対しては既存の生態系への無害立証を義務づけ、その証明を学会や自然保護団体等の専門家に提示して、無害立証に瑕疵が認められない場合に限り導入を認めるようなかたちで有害の可能性のある種の導入を防ぐことが重要。判定を下す専門家の選出には慎重を期し、「リスクの程度が許容レベル以下か、以上か」というあいまいな議論は避け、無害立証を厳密に査定する必要がある。	2 (2) ②に、判定に当たっては、幅広い専門的知見を得るため関連学会等の協力を得ることを追加記述します。
178	外来種による悪影響を未然に防ぐには、侵入の予防、早期発見・早期対応、防除の各段階で役割が期待される環境NGOなどの意見も聴くことが重要であり、国民参加のプロセスを含めた、影響評価制度を創設する必要があることを、最終答申にははっきり記述しておく必要があります。	防除実施計画の策定に際しては、関係者の合意形成を図る仕組みを整備することとしています。
179	不許可種の違法な持ち込みを監視するため、同定能力を有する専門家を税関等の要所に配置すべきである。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。

< (2) ② 適正な管理 > 89件

No	意見要旨	対応の考え方
180	適正な管理については、分類群や種群など生態的な特性に基づいた管理基準により判断すべきであることから、2 (2) ②の文中「その種の個体を利用しようとする者に対し適正な管理を求める仕組みを設ける」とあるのを「その種の個体を利用しようとする者に対し適正な管理基準を定め、その実施を求める仕組みを設ける」に修文する。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
181	導入が許可された種については、その数量やその後の流通経路を正確に把握できる制度と監視システムを構築すべきである。	2 (2) ③で、悪影響のある種は、その利用に際して、譲渡しや引渡しを含めその利用状況を公的に確認できる仕組みを求めています。
182	原因者を特定するためには、哺乳類については、マイクロチップの導入を義務化するなど登録制が不可欠だと思います。また昆虫や魚類等についても、何らかの原因者特定のシステムが必要です。逸出しても、少なくとも繁殖しないように、不妊化の措置は必然であると考えます。(4件)	ご意見を踏まえ、個体識別の必要性について2 (2) ③に追加記述します。
183	外来種個体が野外に逸出した場合の駆除実施についても、原因者負担の原則はいいが、「相応の責任」などという曖昧なことばでは不十分であり、その後の処置に関する全責任を求めるべきである。また、化学工業界にはっきりとした産業構造ができていないペットも含めた生物産業において輸入業者・販売者・消費者・購入者をどのように特定するのか不明である。(4件)	原因者負担の原則の重要性を記述しております。原因者負担の具体的な内容は、今後の検討になります。
184	当事者責任の考え方は強く支持いたします。特に確信犯的放逸に関しては懲役なども含めた厳罰を併せて課し、最大限の抑止効果を生みだすことが有効であると考えます。(3件)	

185	②では、外来種を逸走させた場合の、当該個体の利用・管理者に相応の責任を求めているが、どのような方法で責任を求めるのか。③では、国又は地方公共団体が防除実施計画を策定するとしているが、外来種の逸走は、最終的にその原因者が責任を負うのではなく、国又は地方公共団体が負うことになるように読み取れる。原因者の役割をきちんと明記すべきである。万が一の逸出個体の再捕獲、保護収容、駆除等については、管理者（その業界団体や支援団体等を含む）が主体となって行うことを明記すべきである。個人の趣味や産業目的で管理していて逸出した個体の一時的な保護収容については、動物園、植物園や行政機関等を絶対に位置づけるべきではない。こうした機関は、もとより本来業務以外にも違法行為等に伴う一時収容等を余儀なくされており、そうした余力は無い。また、個人の飼育者にあっては急激な負担増を伴う措置は避け、業界団体等を通じて飼えなくなった場合の引き取り・処分の仕組みづくりを促す必要がある。	原因者負担の具体的な内容は、今後の検討となります。ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
186	今外国人犯罪の多い日本において、外国人全てを管理して確認する事を指しているのと同じであり、外来種の生存数から想定しても不可能。	侵略的な外来種について、施策の優先度を踏まえて措置を講ずることとしています。
187	自治体に出先機関のない環境省が、これだけの事務をこなしていくことはほとんど不可能です。動物愛護法や鳥獣保護法といった環境省所轄の関連法の改正、整備なくして、運用上の実効性は担保できません。（2件）	2（3）①に、予算や体制の整備に努める旨、追加記述します。
188	施設のみならず、取扱い責任者を環境省大臣が認定する制度が必要と考える。個体の死亡までのモニタリングを行い、導入許可を行った機関へ報告を戻す「マニフェスト方式」をとるべき。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
189	外来種を扱う者への研修機会の保障と義務化を図るべき。	2（2）⑦に「人材の研修・育成を行うことが重要」と記述しています。
190	「悪影響を及ぼすまたはその恐れがあると判断された種については」ではなく、「我が国へ持ち込んだ種への適正な管理とは」という書き出しにしてください。適正な管理のなかに、その生き物の譲渡禁止などの利用・管理者から逃れることの制限を盛り込むべき。	ここでは侵略的な外来種への措置を対象としています。利用状況についても公的な確認をすることとしています。
191	野生化した種が農作物に深刻な打撃を与える危険性や未知の微生物による伝染病などの被害が発生した場合一体誰がその責任を負いますか。飼育者に管理を一任するのはあまりに無責任と思います。	侵略的な外来種の原因者が特定される場合には、原因者に相応の責任を求めることとしています。
192	外来種の輸入を制限するのはもとより、供給・消費者双方のモラルの向上のためにも、飼育者の環境や資質がある程度の水準でないかぎり、飼育を保留とし、環境を整えてから出直してもらう。	「適正な管理を求める仕組み」にはご意見の趣旨が含まれています。
193	悪影響を及ぼさないと判定された種についても、野外へ逸出した場合は必ずなんらかの影響を及ぼすので、国における管理体制を強化する。輸入者・流通者・使用者の責任において逸出を防ぐ手段を取ることを義務化とし、これらに関わる経費は全て受益者負担とする。	悪影響を及ぼさない種については、この部分の記述の対象外となります。悪影響があると判定された外来種の利用者には適正な管理を求めることとしています。
194	外国産の生物（製品に虫が混ざっている場合も含めて）を売る業者への監督責任というもの、国側に100%有るのではと思います。	悪影響があると判定された外来種を扱う者に対しては、適正に管理できるかどうかを公的に確認することとしています。

195	「公的に確認する」を「国または地方公共団体が確認する」とすべき。	
196	カミツキガメなどについては、危険動物の指定によって飼育者が社会的に偏見を受けるようになり、さらに登録料や飼育施設の際整備が課されたことで、これまで十分に責任をもって適切な飼育をしていたにも関わらず飼育が困難になったためにやむなく放逐した等といった話も聞きます。「原因者負担」がこうした問題を引き起こさないよう慎重な法整備を望みます。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
197	「適正」な管理とはどういうものなのか。	侵略的な外来種の個体等が逸出して影響を与えることがないよう、適正な管理能力や施設を有しているかどうかということです。
198	適正管理を求める仕組みについて、具体的に明記すべきである。	適正に管理できる施設や能力を有していること及び利用状況について公的に確認することとしています。
199	閉鎖的な環境での利用であることや、野外に逸出する危険性が極めて低いことを保証するような飼養施設などの基準を明確にしておくことが必須であること。(2件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
200	駆除だけでなく、状況に応じて捕獲後の対象動物の取り扱いを考えるべきであることから、2(2)②の第2段落の文中「駆除の実施」とあるのを「捕獲又は駆除の実施」と修文する。	ご意見を踏まえ、「駆除」を「防除」に修文します。
201	すでに国内に輸入されこれから野外に導入される可能性がある種についての対策が不十分であると考えられます。国内で飼養され繁殖に至る生物が野外に放逐されるまたは逸出する等して在来の生態系に侵入する可能性は高く、そうした潜在的な外来種問題について、十分な把握と予測が必要であろうと考えられます。管理を利用者に委ねるのみでなく、潜在する外来種問題について、対象種の国内における総個体数の推定をされ、事前に個体数の管理や繁殖の制限をするなどして利用者だけでなく公的にも飼養下にある外来種について管理していく体制が必要であろうと考えます。	ご意見も踏まえ既に国内で確認されている外来種について影響を判定することを2(2)②に追加記述します。

< (2) ③ 防除 > 58件

No	意見要旨	対応の考え方
202	2(2)③の文中「既に定着し問題を生じている」とあるのを「既に野外に定着し問題を生じている」と修文する。	ご意見のとおり修文します。
203	すでに定着した移入種を駆除するには膨大な費用(税金)がかかり、本当に効果的なものであるかは分からないので、新たに移入種を持ち込まないようにする対策を講じた方が良く、すでに定着している移入種に関してはその移入された場所での生態系や自然環境を加味して徹底した管理を行いその環境の中でのバランスを取っていくべき。(16件)	2(2)⑤において、既に定着し問題を生じている外来種については、必要に応じて、計画的に防除できる仕組みを設けるとしており、防除の内容として、生態系からの排除、封じ込め、生息数管理等を示し、防除実施計画において具体的な防除の方法を定めることとしています。
204	ものすごい害がある移入種などに対しては緊急対策などは必要だが、税金の無駄遣いはしてほしくありません。「移入種増加」も「移入種対策」もやり過ぎない事が大切だと思う。	

205	駆除に予算を割くことは、1) 原則、地域問題である。2) 予算を捻出出来る状態では無い。3) 解決しない場合の責任はどうとるのか。4) 被害者が加害者である可能性がある。の観点により不適切な主張である。	2 (3) ①において、対策の実施に当たっては、現在の科学的知見、実行可能な実施体制等を勘案の上、優先度の高いものから早急に実施していく旨、記述しております。
206	既に日本に入ってから長い年月がたっている種類については、各地域ごとの事情、その生息場所に応じ、特に一般市民の意見も十分に取入れた上で、有効利用できる点は有効に利用することを認めてほしい。(8件)	本報告では、生態系等に対する影響が著しい外来種に対して適正な管理を求めることとしています。
207	駆除、抑制が必要だとされる種についても、すべての利害関係者の同意を得ることが国民の税金を使う事業として必要です。予算についても同様に、優先順位に従った注入を望みます。(5件)	2 (2) ⑤において、「防除実施計画の策定に際しては、地域の関係者の合意形成を図る仕組みを整備する」と記述しています。また、2 (3) ①において、対策の実施に当たっては、優先度の高いものから早急に実施していく旨、記述しています。
208	外来種を放した人が駆除に当たるという対策は、当然そうすべきと思いますが、これを待っていては手遅れになりかねないと思われますので、とにかく問題種の駆除については、国等が責任をもって、手遅れとならないようなるべく速やかに行うべき。(7件)	防除は、国又は地方公共団体が計画を策定し、実施することとしています。
209	すでに侵入した外来種の駆除は、国の責任において実施すること。	
210	外来種といえども既に移入後長期間が経過していて、地域の生態系の重要な構成種になっているような場合、たとえ在来種に与える圧力が強いとしても、むやみに防除することによって生態系のバランスを壊し、環境悪化の原因になることも考えられます。基本的に外来種を防除することには大いに賛成ですが、環境生物学的な影響について、もう少し幅広く考慮する必要があるのではないのでしょうか。(5件)	ご意見のとおり、むやみに防除することは好ましくないことから、計画的な防除を進めることとしています。また、「防除による地域の生態系への影響について十分配慮する」旨を追加記述します。
211	効率的に採捕を推進するため、国立公園や鳥獣保護区等での採捕の手続きの簡素化だけでなく、問題となっている地域での当該移入種の採捕の手続きを簡素化すべきである。(3件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
212	防除行為の実施に当たっては、在来種への影響がないことを十分配慮すべき。	「防除による地域の生態系への影響について十分配慮する」旨を追加記述します。
213	計画的な防除計画を立てる際、十分な合意形成の手続きを取ることを明記するべき。被害防除に対しては、地方自治体が責任をもって基本計画を策定し、公的な機関が実施すること、および監視とモニタリングを行うこと、そして費用対効果を測定し社会的評価を受ける仕組みを設ける必要があります。国立公園、国設鳥獣保護区における外来種対策は環境省の責任、それ以外は都道府県の責任で行うべきです。(3件)	防除実施計画は、国又は地方公共団体が策定することとしています。また、策定に際しての合意形成やモニタリングについては記述しています。
214	蔓延した外来種に関しては地方行政単位での適切な資本投下と人材の投入の継続により「拡散の抑制」を「都道府県レベル(勿論資金も)」で行っていくことがより建設的だろうと考える。(2件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
215	国と地方公共団体との関係を含めて、誰が主体となってどのような体制で対策を講じるのかがわかりません。また、対策に関する財政措置について全く触れられていない点は最も大きな欠点と考えます。	国が全国的観点から、そして、地方公共団体が地域の実情に応じて防除実施計画を立てる旨、記述しています。

216	防除実施計画の策定に際しては、防除の主体と体制について具体的に明記すべきである。	
217	外来種管理に対して、どこが主体となり、どのような分担体制で事業を推進するのが明確になっていない。国・地方公共団体・NGO・NPO・研究者・市民団体などが果たすべき役割を明確にするとともに、どのような管理体制の確立が必要なのかを確認する必要がある。狩猟という管理手段を持つ外来哺乳類対策においてさえも駆除体制を確立するのが困難な状況を鑑みるに、他の生物相においても個々に具体的管理体制を検討する必要がある。	国が全国的観点から、そして、地方公共団体が地域の実情に応じて防除実施計画を立てる旨、記述しています。
218	鳥獣保護法について、安易な規制緩和は、混獲や密猟の引き金となり、かえって在来の野生生物を絶滅においこむおそれが出るため、すべきでない。(3件)	防除実施計画に沿った適切な内容の防除については、防除を進める観点から規制を緩和することが必要と考えます。
219	国が防除計画に取り組む地方公共団体や民間団体に、防除にかかる費用や技術面での協力など、必要な措置を行うよう努めることを、法案に規定する必要があることを、最終答申に盛り込む必要があります。(6件)	2(3)②に地方公共団体への支援について追加記述します。
220	防除実施計画にはどのような具体案が盛り込まれるのでしょうか。外来魚問題で言えば水面を利用している人(釣り人など)から水面利用料としてお金を徴収し、水辺環境保全保全費用としたほうが合理的で、その水域の生物多様性につながるとおもいます。	2(2)⑤に記述していることが基本ですが、具体的には個別の計画毎に定められるものとなります。
221	ニュージーランドにおいては、自然保護省のスタッフ自らが希少種保護計画書を持って企業回りをし、予算を確保している。資金も集められる仕組みを同時に考えていくことが必要。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
222	移入種の駆除については、その方法などについて、一般市民によるボランティア活動からも有益な情報が得られると思います。	
223	防除の実施は、国レベルのみならず、地方公共団体レベルで行われる場合も多くなると考えられるが、その場合でも科学性、透明性、説明責任、合意形成は、必要条件となる。そこで実施主体が、国、地方自治体など、どのレベルであっても、これらの条件がたんぼできるように、関係するすべての主体が参加した協議会方式を検討し、本法律の条文の中に織り込んでおくべきである。(2件)	2(2)⑤において、「防除実施計画の策定に際しては、関係行政機関、専門家、利害関係者等地域の関係者の合意形成を図る仕組みを整備する」と記述しています。
224	根絶の確認、終結宣言の条件設定を義務づける。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
225	すでに日本に入ってきて、在来生物・生態系への影響の大きいものは、たとえ経済的価値があろうとも、その生き物がかわいそうでも排除すべきです。そして、ペット用生物等の国内持ち込みに規制をかけてゆくべきだと思います。	問題を生じている外来種については、必要に応じて計画的に防除を実施することとしています。
226	駆除に関しては、外来とか関係なく、例えば東京のネズミ問題とかを先に考えて欲しいです。魚に関しては、地域の問題ではないかと思います。駆除するには金が必要で、しかし経済的な事も考えると、何でもかんでも駆除出来るというワケには行かないでしょう。最初に考えるべきなのは、駆除が可能であるかどうかなのでは？次に、駆除対象生物が、実際に生態系を壊しているかどうかだと思います。	

227	駆除について行政が音頭をとって、「やる以上は、徹底的にやる。結果を出す。」という断固たる姿勢が欲しい。	問題を生じている外来種については、必要に応じて計画的に防除を実施することとしています。
228	移入種排除、撲滅、管理は、非常に難しく、さまざまな失敗があり得ることを計画に組み入れた、いわゆるリスク管理を念頭にしたものであるべき。	ご意見を踏まえ、モニタリング結果等を踏まえて柔軟に計画を見直す旨、追加記述します。
229	既に定着してしまった外来種の防除に関しては、原則的に「完全排除」を目標とすべきであり、それがどうしても不可能な場合に「封じ込め」や「生息数管理」等を目標とする事とし、対策の優先順位を明確にすべきである。	2(1)に「影響の程度に応じて生態系からの完全排除、封じ込め、生息数管理などの防除措置をとることが必要」としています。
230	排除は防除が十分になされた上でのやむを得ない措置となること、その場合も十分な検討が必要であることを定義すべき。	
231	計画的な防除計画を立てる際、地域住民の参加により、その対策の必要性への理解と協力を得ていくような仕組みが必要です。	2(2)⑤において、「防除実施計画の策定に際しては、関係行政機関、専門家、利害関係者等地域の関係者の合意形成を図る仕組みを整備する」と記述しています。
232	防除実施計画について順応的に変更する必要性を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、モニタリング結果等を踏まえて柔軟に計画を見直す旨、追加記述します。
233	自然公園法や鳥獣保護法など既存の法制度の網がかかっている場所は良いが、網がかかっていない部分についても対処することが必要である。	本報告では、保護地域内かどうかではなく、影響の程度に応じて防除を実施するものとしています。
234	防除対象地域及び防除対象種の設定、防除の目標、具体的な防除の方法、防除の実施体制、モニタリングの方法、どのような基準で設定するのか具体的に明記すべきである。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
235	緊急的な防除が必要な場合、私有地への立ち入りもあり得ることを明記すべきである。	
236	根絶や制御の管理目標の設定方法や対応方法、及び生態系管理の指針が示されていない。外来種対策では根絶が最大の目標であるが、それに至るプロセスとコストなどの観点から、対処すべき優先順位に応じて、外来種の分類群ごとに対策を設定すべきである。	
237	根絶を目標とする駆除事業を行う際には、被害レベル以下の個体数制御を目的とした現在の有害駆除を併用することには問題があり、対策が中途半端なものにならないよう、徹底した駆除事業に一本化する必要がある。	
238	根絶事業の核心となる、少数で分散的に分布する対象外来種をいかに生息数ゼロに追い込むかは最終段階で重要な問題であるが、こうした観点が欠落している。広域に定着した外来種対策、豊富な在来種の生息する地域での在来種への影響を回避した駆除対策、複数の外来種駆除対策など、困難な問題にも対応するために、対処すべき優先順位に応じて分類群ごとの対策を構築すべきである。	
239	既存の外来種への対応は、影響予測評価を行う委員会もしくは関連学会により、生物多様性保全の観点から影響の大きさを判定し、管理目標を設定し、費用対効果をも考慮に入れた迅速で合理的な対応がとれるシステムを構築すべきである。	
240	ほとんど同じ地域であっても、外来種が広がると困る場所とそうでない場所がある。細かな配慮が必要。	

241	計画を策定する際は、自然保護団体と動物愛護団体を入れてほしい。	計画の策定に際しては、地域の関係者の合意形成を図る旨記述しており、どのような関係者の合意を得るかは地域毎に考慮すべきことと考えます。
-----	---------------------------------	--

< (2) ④ 重要な地域の管理 > 11件

No	意見要旨	対応の考え方
242	本法律において、生物多様性保全上重要な地域の指定を行うことができるようにするとともに、自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区等、既存の法制度において担保されている地域において、特定の外来侵入種(国内移動を含む)の持ち込み、ペットの放し飼い・持ち込みなどを禁止する措置がとれるよう法改正を行うべきである(2件)	ご意見を踏まえ、2(2)⑥に、「国立公園等」「外来種の放出等の規制や防除等」を追加記述します。
243	膨大な税金が必要である。その管理手法についても非常に複雑なものになると思われ、疑問が残る。	2(3)①において、優先度の高いものから措置を講ずる旨、記述しています。
244	特に固有種への影響が心配される島や湖では、特殊体制をとるべきではないかと思う。	2(2)⑥の記述はご意見の趣旨に合致するものと考えます。
245	自然環境保全地域など既存地域において、在来種の持ち込みに対して制度的な措置を検討するにとどまるというものであるならば、生物多様性の保全を十分に満たすものであるとは考えがたく、また、今後、特定地域を選定していくということであれば、在来種の持ち込みによる影響を制度によって予防的に阻止することを検討しても、到底、予防措置として効果が十分に得られる時期での対応が望めないのが実情です。在来種の自然分布しない地域の持ち込みについても、外国産の持ち込み同様な制度を設けて頂けますようご検討ください。	在来種の分布域については、知見の充実を図ることが必要と考えます。
246	「措置を検討する」を「措置をとる」または「措置を、国及び地方自治体並びに地元NPO等、該当地域の外来種の影響防止に係る者からなる委員会を設置して管理計画期間を定めた上で検討する」へ変更すべき。(3件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
247	生物多様性のホットスポットに関しては、早急に外来種対策に関する法的規制を行うべき。ホットスポットの選定については、島嶼生態系など外来種の影響の大きい地域を優先して島嶼の選定が終わった後には、里地里山等のホットスポットの選定も積極的に行ってほしい。	
248	一部の貴重な生態系の残っている地域では、特別な措置が講ずるべきことが記されていますが、外来種の影響が顕著に表れやすい「島嶼域」「海洋島」「高山域」など、この項目に明らかに当てはまる地形名を記述にしたほうが判りやすいと考えます。また、小笠原諸島など内地とは異なる気候帯の亜熱帯域の島々では、本土では導入されても定着できない亜熱帯性・熱帯性の移入種が繁殖可能で、また競争種がいない可能性も高く、危険性が大幅に増加します。気候帯という事項についても、配慮すべきではないかと考えます。	
249	小笠原に関して、①公共工事に伴う外来生物の持ち込みを禁止、②民間を対象に、持ち込みが望ましくないリストを作成、③父島列島の山羊、豚の駆除、④自衛隊基地の硫黄島一父島の外来種防除策、⑤指定地区での防除活動の許認可の簡略化。	

< (2) ⑤ 監視 > 28件

No	意見要旨	対応の考え方
250	中間報告案では侵入や定着に関する情報の収集方法や、迅速対応策の指針が全く想定されていない。非意図的導入への対応と合わせて、早期侵入情報探知システムと侵入探知後の迅速対応体制の構築を求める。	ご意見を踏まえ非意図的に導入された外来種の監視を含む監視方法の検討に係る記述を、2 (2) ④に追加します。
251	非意図的に持ち込まれた外来種の監視については、貿易港など国外からの陸揚げのあるところを集中して監視する体制が必要である。	
252	非意図的に流入した時は、発見次第拡散と被害予防を目的に、速やかに国及び自治体が対策を講ずる。	
253	専門家の指導の下に定期的なモニタリングを実施できる体制の整備が求められる。(3件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考になります。
254	外来種の導入や定着を日常的に見ることができるのは、そこに住む人々です。日常的な啓発普及および資金的な支援の仕組みを設けることが必要。(2件)	
255	「移入種情報センター」および「日本移入種情報データベース」の創設が必要。また、地域の人々によるボランティアな調査はもちろん重要であるが、それを生かす専門家の養成も非常に重要である。(4件)	
256	自然環境保全基礎調査河川水辺の国勢調査、田んぼの生き物調査など都道府県レベルでの生物相調査が行われこれらの調査結果を集約するシステムが必要である。	
257	随伴や混入等による非意図的導入を防止するための措置を導入に関わる個人や業者、各種団体等に義務づけ、相応した監視体制をとるべきである。(5件)	
258	非意図的導入については船舶のバラスト水のみならず、植物性資材をはじめとした様々な輸入品に随伴した導入の可能性がある、その措置についても検討されたい。	
259	モニタリングなど継続させるためには、予算をつけるべきです。ボランティアだと継続可能か疑問です。	
260	船舶のバラスト水への混入による非意図的な導入に対する対策については、関係省庁との関係をはかりつつ、総合的かつ効果的な対策の検討と具体化が強く望まれる。	
261	オオクチバスについて、全国的に漁業調整規則で移植が禁止されていたにもかかわらず、監視体制等が十分にとれていなかったことなどから全国に拡がっていったという経緯があり、現在検討中の新しい制度においても同様のことが懸念されます。今後の教訓としてこのような経緯にもふれ、監視体制等の重要性を最終答申に示しておくことが必要と考えます。	
		ご意見も踏まえ、監視体制の確保の重要性について2 (1) に追加記述します。

262	もっとも重要なのは導入経路の特定化と早急な対応です。これを担当する行政組織の特定化と、担当職務としての移入経路調査の義務化が、実際の現状対応上は不可欠です。各地域に法律に位置づけられた生物多様性審査官（仮称）のような人員の配置が必要です。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
263	非意図的な導入については、「2. 外来種対策に関する措置の在り方」での言及が大変に少なく、対策の検討も十分ではない。移植・放流種苗への混入・バラスト水への混入・船体付着などによって非意図的に導入される外来種についても、各導入経路毎に、関連する業界・業者への導入防止の措置を義務付け、侵入の予防的かつ効果的な施策が講じられるよう、強く要望する。	

< (2) ⑥ 普及啓発、調査研究 > 51件

No	意見要旨	対応の考え方
264	利用種の逸出により、逸出先の地域個体群の遺伝的多様性に悪影響を及ぼすことは十分に考えられる。中間報告における「在来種利用の研究促進に努める」という文は削除すること。（4件）	在来種の利用等について、遺伝的攪乱や生態系への影響に配慮する旨、2 (2) ⑧に追加記述します。
265	侵略種の防除技術、在来種利用法などについて、研究の推進が望まれるが、本学会でも重視している分野であり、今後、協力を行っていきたい。	外来種に係る調査研究については、幅広い分野の取り組みが必要ですので、ご協力をお願いします。
266	緑化事業の中では、在来種利用が進められているが、国内生産より海外生産の方がコストが割安で、海外産の在来種種苗が多く用いられている。産地表示や産地同定検査技術など、広汎な情報開示環境下で、消費者・受益者である国民個々の判断にゆだねるべき。国民に対する外来種対策の重要性の普及・啓発とともに、生物商品に関する情報が開示され、検査可能なシステムが整備される必要がある。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
267	窓口となる水際の法の周知徹底はもとより、ペットの流通経路などに沿って徹底した広報活動を行うことが求められる。（3件）	
268	環境省内部、または、環境省から委託された個人・組織が、中心となって、英知の集約のハブ・ステーションとなり、常時互換性のあるインターラクティブな情報収集・提供が可能になる機構がもてると、理想的です。	
269	普及啓発のために、データベースを構築し、その情報を公開し誰でもが利用し、意見を言える体制を整えること。先生への教育も行うこと。（6件）	
270	保護センターなどに、動物が人間の生活環境に慣れるためのリハビリセンターを設置するというのはどうでしょうか。まずは、広報活動をもっと広げてください。	
271	関心が薄い20代からの教育には、企業がその社会的責任の一端として、積極的に取り組む事が重要。しかし、様々な環境コストがかさむなか、こうした課題は経営に直結しないため、行政による何らかのインセンティブ、もしくは指導があるのが好ましい。文部科学省にも積極的に関与してほしい。	
272	説明する側である方たちの正しい理解を望みます。さらに動物の尊厳と動物への思いやりの心も同時に教育していただきたいと思います。	

273	小学校、生涯教育などの教育への外来種問題の重要性は明らかなので、取り組みを行うことを明記すること。 (4件)	2(2)⑥において、学校教育や生涯教育等の教育現場において、正しい知識や技術を伝えることが重要であり、教材の整備や人材の研修・育成を行なうことが必要、と記述しています。
274	地域の生物多様性の解明と一般普及のための援助を国は率先して行うべきでしょう。	ご意見も踏まえ、2(3)②に国として必要な支援を行なう旨、追加記述します。
275	一般の人にも外来種が生態系にどういった影響を及ぼすのか知る機会を与えて欲しい。	2(2)⑥に、「外来種の重要性について国民に対して分かりやすくパンフレットなどにより普及啓発を図ることが必要」と記述しています。
276	本物の自然教育に力をいれるべき。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
277	環境省自身により、各国立公園事務所や生物多様性の特に高い地域等において、ポスター、リーフレット、講演会等による外来種問題の積極的な周知・合意形成を推進するべきです。	
278	道路工事などにおいて、法面などの緑化には在来種を用いるよう、事業実施者を指導する施策を早急に講じるべき。	
279	外来種に対する普及啓発は必要不可欠です。その際、個人飼養者に対しては、動物(個体)を責任を持って、正しく飼うという教育を盛り込むべきだと思います。	
280	普及啓発に関しては、感情論、精神論ではなく、科学的事実に基づいて説得力のある論議ができるよう、十分な基礎データ集めが必要。	
281	「環境さえ劣化していなければ、外来種は在来種と調和的に共存できる」という思いこみが一般にある。予防的見地に立てば、「外来種も大丈夫」という根拠のない過信につながるこのような思いこみをいかに啓発によって変えていくかが、重要な課題だと思います。	
282	マスコミを含め一般へのPRをし、規制の意味を浸透させることが必要。(2件)	具体的な内容については、本報告の基本的な考え方を踏まえ、今後検討していきます。
283	国民に対してわかりやすいパンフレットを作成することは、外来種の認知度を上げると考えられるため、とても評価できる。しかし、具体的にどこで、いつ、どれくらい配布するのか明記されていないため、明記を希望する。外来種対策についての関心と理解を高めるためにも、学校教育や生涯教育等の教育現場において、知識や技術を伝えることが重要である。具体的な案を記載してほしい。	
284	外来種問題について、国民に問い掛け、もっと普及していく取り組みが、今後今まで以上に必要になると強く感じる。まず、国民に知ってもらう機会「シンポジウム」などを作ってほしい。	ご意見を踏まえ、今後検討していきます。

285	普及啓発のためには、印刷物の発行やデータベースを構築し、その情報を公開し誰でもが利用し、意見を言える体制を整えること、また、小学校、生涯教育などの教育での外来種問題の重要性は明らかなので、取組を行うことを明記すべきである。外来種の早期発見や駆除には市民の協力は必須であり、このためにも普及啓発活動を行うことを明記すべきである。また、環境教育に関連する行政部局や法案についても連携し外来種問題の普及啓発を押し進める施策が必要である。	2 (2) ⑥において、ご意見の趣旨は、記述しているところです。
286	外来種に限らず、鳥獣による被害が問題になっているにもかかわらず、餌づけが行われている現状がある。餌づけのありかたや野生鳥獣との関り方についても普及を図る必要がある。	ご意見は、今後の自然環境保全行政の参考にします。
287	外来種を野外に放さないことはもとより、影響評価の過程などへの国民参加の機会の保障を規定するとともに、監視すべき生物のリストを作成し、それに掲載されている生物を発見した際には、関係機関に速やかに報告し、早期撲滅に貢献することなどを、一般的責務として法にうたう必要のあることを、最終答申に記述する必要があります。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
288	各地域で外来種対策を積極的に進めていくためには、中間報告に記述されている通り、各種教育現場にあわせた教材の整備や人材の研修育成を積極的に進め、外来種対策の知識や技能をしっかりと伝えていくことが大切です。こうしたことについても、法律のひとつの柱として位置づける必要があることを、最終答申に記述しておく必要があります。	
289	学校教育並びに生涯教育等における外来種問題を題材とした普及啓発の現況を踏まえ、各省庁ごとに普及啓発に関する施策について年次計画の作成をおこない、着実に実施していくことの重要性を明記しておくことも大切です。	
290	外来種問題は、その多くがペット等を遺棄、放出することによって起こることであり、飼育責任者は、その動物を終生面倒を見ることを広く一般に知らしめる必要がある。この点、触れておく必要がある。	
291	緊急対応が求められる、優先度の特に高い外来種の調査研究については、国がこれを実施する。	
292	早期の対応がとれるよう、専門の研究機関の設立を希望します。その研究機関から普及啓発指導が行われることが望ましいと考えます。各都道府県の動物愛護センターのような施設を充実させ、専門機関との迅速な連携が可能である制度作りが必要です。	
293	調査・研究・モニタリング等については、計画・実施および成果利用の両段階で、公募とか公開が行われるようにすべきだ。	
294	リスクアセスメントや管理のための諸技術の開発には、外来種の生態的特性やその生態系に与える影響の幅や大きさなどの研究は必須であり、これを財政的にも政策的にも支援することを明記すること。(2件)	

295	移入種の定義からすれば除外されるべき、自然現象として到来したと推定されている種類（ベニモンアゲハ、ウラボシショウモン、シロミスジ、チャイロネツタイズバチ）が含まれています。「移入種（外来種）リスト」に掲載されている種は個々に再度、人為的に持ち込まれたものか否かを検討の上、「導入された種のみ掲載し、非人為的に（自然現象として）分布を広げた種を除いたもの」に改訂し、「外来種と判断した理由、地域（＝国内の他地域に在来のものである場合）」を付したリストを、早急に公開するべきであると考えます。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
296	文部科学省や学校、博物館や動（植）物園・水族館といった各種教育機関と予算措置を含めての連携をとり、外来種問題についての正しい知識の普及啓発に努めるべきである。特に学校教育との連携は大きな効果が期待でき、積極的に進めるべきである。	ご意見を踏まえ、2（2）⑦に各種教育機関と連携を取る旨、追加記述します。
297	外来種の早期発見や駆除には市民の協力は必須であり、普及啓発活動を促進するための具体的措置（例えば外来種問題に関する判りやすい印刷物の発行や外来種管理員制度（仮称）の設置など）を検討すること。（2件）	ご意見を踏まえ、2（2）⑦に「調査や普及啓発活動を協力して実施できる人材の確保」について、追加記述します。
298	在来種を調べるための基礎研究が必要。	2（2）⑧に調査研究を進める旨、記述しています。

< (2) その他 > 13件

No	意見要旨	対応の考え方
299	公共工事や人間の生活における環境、生態系への影響は外来種問題より大切だが、そこについてはどのように法律に含まれていくのか。（2件）	外来種問題は、開発がもたらす破壊に加え生物多様性の危機の一つであることを「はじめに」に追加記述します。
300	日本にある（あった）環境をできるだけ保全・回復することは、移入種対策にとっても重要。移入種がより繁殖している地域は、本来あった環境がなくなってしまったために、在来の生物が減少したり、絶滅したりし、それに加えて、移入種が侵入してきた例が多くあるからです。ある程度大きな環境があれば、移入種の侵入を遅らせる間に防除策をとったり、在来種も生息できるキャパシティがあるためにその地域からの絶滅を防ぐこともできます。（5件）	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
301	地球温暖化による気候変動やヒートアイランド現象が移入種の定着を促進している場合が少なからず見られることに留意し、移入種対策を考える上で地球温暖化対策及びヒートアイランド対策の重要性を位置づける必要がある。	
302	砂防ダムを乱立し、在来魚の遡上を阻止し、移入種のニジマスやブラウンを駆除する・・・これでは日本の淡水域で、釣りは楽しめないということになります。在来魚を脅かしているのは、移入種ばかりでは無いはずです。（3件）	
303	数値目標などを明確に定め、実効性の高い施策の実施が望まれる。施策の効果に関してフィードバックできるシステムを構築すべき。	

304	ペット動物がこれまでの問題の大きな部分を占めていることを考えて、影響の度合いと頭数によって、駆除の費用の保険や積立金の指導は考えられないのでしょうか。またICチップなどによる個体識別できるものについては、責任の追及が可能となる制度を盛り込むことはできないでしょうか。店頭で飼育についての注意事項を聞いてからでないと、その動物を見れないなどの措置をとるべきだと思います。盛り込めないなら、次の章の配慮する事項に、「動物の愛護及び管理に関する法律」との連携の必要を述べることで、対応していただきたい。	2(3)②において、動物愛護管理法も含め関連する既存諸制度との連携の必要性について記述しています。
-----	--	---

<(3) 制度化および対策の実施に当たって配慮すべき事項 全般> 1件

No	意見要旨	対応の考え方
305	今後、造園や緑化用の外来種で、問題のある種が公表・規制された場合、経済的な影響が生じると考えられるため、外来種を扱う業界への対応方針を記載しておく必要がある。	個別の種についての対応は、制度の実施に際し検討することとなります。

<(3) ①> 10件

No	意見要旨	対応の考え方
306	罰則を含んだ規制を入れるのであれば、根拠となる裏づけが必要だが、詳細な科学的なデータというのは公表されているのか。	規制の対象となる種を判定していく際には、科学的に判定していくこととなるものと考えます。
307	優先順位について専門家のみならず、関連する分野の人々の意見をも採り入れ、社会的に容認されるような方法を取るべき。	2(2)②において、判定については、幅広い専門的知見を得て、専門家の意見を踏まえ国が行なうこととしています。
308	調査をきっちりして欲しい。	調査の必要性について、2(2)⑧に記述しています。
309	以下の追加が必要。問題を明確にするために優先度等の区分化と、各区分に対応する行政機関の明確化が必要である。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
310	何を基準に優先度が高いと評価するのか。IUCNのワースト100や、外来種の被害額などを参考にして、具体的な評価方法を示して欲しい。それと、どのような種を指定するか、専門家だけではなく、関連する分野の人々NGOなどの意見をも採り入れるべきだと思う。それは、研究者、市民、行政、NGOによって優先度は変わるものだと思うからだ。	
311	在来種が減少した真の要因を、特定地域でも、環境省自体か国で正確に調査すべき。	
312	調査研究に係わる人材の育成・確保のみならず、環境省内および地方自治体内でも外来種問題の周知の徹底と見解の統一をはかっていただきたいと思います。	
313	外来種の生態研究、生態系への影響については、調査研究プロジェクトを国の施策として企画し実施すべきである。	

314	外来種に係わる基礎的な調査研究に係わる人材の育成・確保のみならず、侵入の予防、早期発見・早期対応、定着したものの防除（影響緩和）といった3段階のアプローチにおいて、十分な人員を手当てすべきである。	2 (3) ①に、予算や体制の整備に努める旨、追加記述します。
315	外来種に係る調査研究は、基礎的な調査研究だけではなく、応用的な調査研究を行うことが重要になる。また、既に問題となっている侵略的な外来種の駆除の技術開発を行うことも重要である。これらの調査研究を行うためには、専門の調査研究機関が必要であり、そこに、緑化等の応用学に関する研究者を置く必要がある。	ご意見を踏まえ、2 (2) に技術開発の推進を追加記述します。

< (3) ② > 34件

No	意見要旨	対応の考え方
316	動物愛護管理法の改正をお願いしたい。動物取扱業を許可制とする。(1) 輸入規制 (2) 流通規制 (3) 飼育規制 (4) 個体登録制。動物福祉的な措置を願う。(1) 生態系の調査とその情報公開をおこなう (2) 動物福祉団体を入れた合意形成の場を作る (3) 公共の捕獲収容施設をつくり、環境教育の場にしていく (4) 小動物の場合など飼育可能な個人ボランティアの登録制を設ける (5) 希少動物の場合「動物園」などの受け入れ体制を整備する (6) やむを得ない場合の安楽死の基準をもうける。(11件)	
317	「動物の愛護及び管理に関する法律」などの対象となっていない昆虫などを扱う人に対しても、義務を定めるべきだ。	本報告では、外来種対策の措置の在り方を検討しており、今後、この報告を踏まえて外来種対策の制度を検討していくこととしています。
318	動物愛護法に鳥獣保護法など、既存の個別法の改正を見据えた法制度の整備が必要。生物多様性保全法が未だ存在しないことは、今後の大きな課題です。守るべき日本の自然とは何か、外来種を排除してでも保護すべき在来の生態系とは何かという認識がなければ、外来種対策の必要性が国民に広く認識されることは困難です。今後は野生生物に関わる保護法の抜本的整備を行うとともに、野生生物保護基本法の制定に取り組まれるよう望みます。環境教育や生涯教育の制度の中に、生物多様性に関する日常的な啓発普及活動を取り入れていく必要があります。(4件)	
319	動物取扱業者を通さない個人輸入規制または税関・検疫における水際規制（ボーダーコントロール）を強化するため、本法律でブラック種と判断された種の個人輸入、国内持ち込みなどの「生態犯罪」に対して、厳しい罰則を課すことができるよう、関連する法律を改正すべきである。また税関・検疫のすりぬけを防ぐため、野生生物の専門官および訓練された外来種対策犬の配置を急ぐべきである。(2件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
320	関係法令との役割分担の中で、漏れがないように対応できるようにするだけでなく、関係法令にも生物多様性の保全の視点を加えた改正を行うことが必要である。また、国の法令だけでなく、将来は自治体の条例による規制が進むように、あらかじめ考慮しておくことが必要。	本報告では、外来種対策の措置の在り方を検討しており、今後、この報告を踏まえて外来種対策の制度を検討していくこととしています。
321	外来種法案は生物多様性保全を明確に打ち出した法案となることが期待されるが、実効性を持たせるためには関連法案の改正も必要と考えられ、この点に関する連携をどう図るのか、具体的に明示すべきである。	

322	外来種に関する制度、法令は多岐にわたるが、既存する関連法や制度には生物多様性保全の視点がないものも多い。これらの法令・制度との整合性を図るためには、既存法令・制度の改正も必要になると思われることから、2 (3) ②の文中「…連携・協力体制を構築し、総合的に効果的な対策を推進する」とあるのを「…連携・協力体制を構築し、必要に応じて既存法令制度の改正など総合的に効果的な対策を推進する」に修文する。	本報告では、外来種対策の措置の在り方を検討しており、今後、この報告を踏まえて外来種対策の制度を検討していくこととしています。
323	制度を有効に機能させるには、抑止となる十分な罰則規定が必要である。	
324	植物防疫は現在不十分なので、今回の措置に関する輸入規制強化に合わせ、植物防疫事業も強化してほしい。	
325	公園法、鳥獣法等の許認可は簡略化するようお願いします。制度化の記述に文化財保護法や森林法、森林生態系保護地域はないので検討されるようお願いします。	当該項目では野生生物の取扱いに関する主な法律を記述しています。
326	現在省庁別に制定されている法令の見直しを進め、現時点で、外来種駆除に最も効果的だと思われる手段を実効できるようにすべきである。例えば、函館で道内初のブラックバスが発見された際、爆破による完全駆除を計画したが、水産庁から「法律違反である」旨指摘があり、結局別の手段を執らざるを得なくなった。その後の対策にかかる時間や費用、そして実効性を考えるとき、どうしても国が一丸となった対策をとらなければならないもの考える。	2 (3) ②に関連する既存諸制度との連携を記述しています。
327	ぜひ、省庁を超えた体制 (しかも強力な) を作り、この問題の解決に当たって欲しいと思います。さらに、問題が起こってから対処するのではなく、問題が起こらないように策を講じるべきです。(2件)	
328	飼育困難生物を引き取ることの出来る法制度の整備と、引き取り施設の充実が必要であると考えます。(3件)	
329	鳥獣保護法の中で、捕獲・駆除されるのではなく、新法の中で外来種の捕獲・排除等の管理体制を作っていたきたいと思います。	侵略的な外来種の防除については、防除実施計画を立てて計画的に実施することとしています。
330	農林水産業、公共事業、学校教育に関する関係各制度の改正、運用の見直しを、外来種対策に関する法案の検討と並行して、関係各省庁において行う必要があることを、最終答申に強くうたっておく必要があります。	本報告では、外来種対策の措置の在り方を検討しており、今後、この報告を踏まえて外来種対策の制度を検討していくこととしています。
331	「既存諸制度との整合性に留意しつつ、」とあるのを「既存諸制度においても外来種問題に対処できるよう法改正を検討し、」と修文する。	
332	外来種対策としての法律は、生物多様性保全の観点から運用されるべきものであり、他の関連する法律との間に整合性をとることはもちろんだが、その際に安易な妥協に陥らないよう注意する必要がある。また、そのための議論は、様々な立場から、公開で行われる必要がある。	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。

< (3) ③ > 26件

No	意見要旨	対応の考え方
333	人間自身の責任を弱者である動物に転化し、移入種生物の生きる権利を奪うことを容認することはできません。現在生息する生き物の命と権利は奪わず、彼らの救済と保護を同時に行ってください。保護し里親なり飼育管理者なりを探すべき。(17件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
334	駆除が避けられないのであればできる限り苦痛を与えない方法での処分を要望します。苦痛を伴う殺処分を横行させないための官民協力の監視機関を設置してほしい。(6件)	
335	「予防的な観点から」の後に、「予防措置の義務化を」を入れ、「検討する」につなげる。	ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。
336	生き物の命を大切にすることを言葉を使ってほしい。	生命尊重の重要性には十分配慮して検討を行っています。
337	原則として殺さない方法で生態系から取り除くを書いてほしい。	

< (3) ④ > 6件

No	意見要旨	対応の考え方
338	自国の生物資源の確保と生物多様性の保全のために必要な措置であることを、国際世論に訴えるような強い姿勢があってもいいのではないかと考える。(6件)	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。

<対象種について>

<セイヨウオオマルハナバチ> 41件

No	意見要旨	対応の考え方
339	マルハナバチを使えなくなると、労働力の莫大な増大、ホルモン剤使用による健康への影響など重大な影響が生じる。ネットを張るなど施設内からハチを出さない自主的取り組みをするので、セイヨウオオマルハナバチは規制の対象外としてほしい。(37件)	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後検討されるものです。
340	マルハナバチの利用が禁じられると農産物の栽培に大きな打撃となる。2～3年の猶予期間を設け、在来種マルハナバチへ移行すべきではないか。(2件)	
341	マルハナバチが生態系に与える影響は明らかでない。トマト栽培における経済的、社会的恩恵を考えると、規制すべきでない。	
342	マルハナバチについて、今回何らかの規制をする場合に、その後のフォローは農林水産省が行うものと考えられるが、その間に農家が放置されることがないようにしてほしい。	

<ブラックバス等> 12件

No	意見要旨	対応の考え方
343	駆除の名目で、外来魚駆除のためのお金をもらい、在来魚も巻き添えで殺すのを見ると怒りを感じる。必要なのは実際の食害の被害状況の把握と対応策の検討が必要。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後検討されるものです。
344	キャッチ＆リリースは国内の少ない水産資源の枯渇を防ぐ小さな努力であり、これを禁止されると苦痛。リリース禁止には賛成できない。(2件)	
345	バスは確かに小魚を食べます。その小魚が減るスピードは、環境悪化のスピードで減少するより早いと思います。私は、子供に釣りや川遊びを通じて、自然の大切さ、怖さ、楽しさを伝えていくつもりです。	
346	外来魚のスマールマウスについて一部熱帯魚輸入業者が国外より魚を輸入する時、いっしょに、いわゆる抱き合わせで様々な、売れない魚が日本国内に入りその処分に困っていた所、ある釣り人(個人名も聞いておりますがなにぶん証拠がありません)がすべて貰って行ったとのことでした。外来魚対策に関してはその元を作った原因を十分調査もされず、それを利用している者たちに安易に責任をかぶせ、建前論に終始し根本解決を放棄する事のなきよう、よろしくお願いいたします。	
347	ブラックバスについて生息地域の観光資源として有効活用するべくご指導いただくのが賢明な策と思われるます。	
348	C & Rを禁止する三重県において、釣り人そのものが減少してしまっており、効果が上がっていないようです。これは釣り人が駆除を伴う釣りというものを避けようとする心理を表しております。緊急に駆除を必要とする水域では駆除も大切です、それにボランティアとして協力することも構いません。しかしそのような駆除を必要とする水域の判断には利用者、行政による話し合いに基づく民主的な基準が必要だと思うのです。他の移入種については趣味や産業として確立する前に規制されることがとても大切だと具体的な調査が何よりも大切。	
349	釣り愛好者の反対の声が大きいからと言って弱腰な姿勢にならず一刻も早く厳しい処置をとってほしい。	
350	その影響、対策事業等、莫大な時間と経費を要します、故に放流は犯罪です。早急な厳罰を伴った法整備を切に願います。その過程の中で、全面リリース禁止も検討に値すると思います。	
351	国レベルで、バス、ギルといった有害な外来魚の計画的で実効有る駆除対策を望みます。市町村により全くスタンスがことなるとされます。全国的に取り組むためにも国レベルで、市町村に取り組みを促すような対策が必要と思われます。	
352	釣り人へのキャッチ＆リリース禁止の徹底の啓蒙。	

353	ブラックバス等は、地元の自然を愛する人間にとっては、「生物テロ」とも思えるほどの大きな脅威で、やはり日本全国で足並みをそろえて駆除の方向に進むべきです。イワナやヤマ・アマゴといった日本固有の魚が今よりももっと数多く存在するようになるなら、ニジマスも含めこれらの魚種が駆除されてもやむを得ないと考えます。管理釣り場や養魚場などの企業体から出る排水については、ある種の「水質汚染基準」を儲けるなどをして、外来種のこぼれ落ちを防ぐような対策も必要です。漁業共同組合は、高齢者が多く、外来種の駆除などを継続して行えるような組織ではありません。現在漁協が独占状態の河川の管理を、漁協の委託という形でNPO法人に任せられるよう漁業法などを改正し、ゆくゆくはNPO法人が独立して川を管理（増殖事業や入漁料徴収などを含む）できるようにしていただければ、内水面の外来種の問題を漁業者のみならず広く国民全体に開かれた問題として捉えることができるようになるのではないかと思います。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後検討されるものです。
-----	--	--

<カミツキガメ> 1件

No	意見要旨	対応の考え方
354	カミツキガメに関しては、個体登録は都道府県で既に行っているため登録は都道府県に任せてはとも思いますが、実際にカメを投棄するのは一部の人達であり、真面目な飼育者も多くいることより何卒ご理解の程お願い致します。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後検討されるものです。

<クワガタ・カブトムシ等> 9件

No	意見要旨	対応の考え方
355	外国産カブトムシ・クワガタムシに関して一言も記述されていないのは疑問であるし強い不満を覚える。外国産ペット昆虫は、利用者層が幅広く、利用人口も非常に多い。そのなかにはペット昆虫の適正な管理ができていない利用者もあり、また販売者側も適正管理のための適切なアドバイスを行っているとは思えない場合が多々見受けられる。今後はこのような事態を防ぐことができるような移入種対策を取っていただけるよう、切に要望する。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後検討されるものです。
356	鑑賞用（ペット）として生きた昆虫の輸入を禁止すべき。また、野外で発見される外国産昆虫と外国産昆虫と日本種の雑種を、意識的に駆除する手だてを講じるべき。これは、行政がやらざるを得ない。（4件）	
357	「在来種のリスト作成状況等を勘案して決める必要がある」という条件をつければ、事実上昆虫に関しては規制しないことになってしまい問題。	
358	昆虫類などの判定、情報提供、防除、駆除に対しては専門研究団体（学会、地方同好会）などにも協力を求めるべき。（2件）	ご意見は今後の具体的施策の検討に際して参考にします。
359	同定の困難さは、言いかえれば、当該個体が外来種であるとの認識したいに困難さに直結しています。昆虫における普及啓発は非常に重要。	

<植物> 1件

No	意見要旨	対応の考え方
360	道路緑化に伴う在来種緑化やイネ科、マメ科などの緑化からの逸失が非常に多い。これら土木、造園工事に 対する何らかの規制をしてほしい。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後 検討されるものです。

<蝶> 1件

No	意見要旨	対応の考え方
361	蝶について検討をお願いしたい。	具体的にどのような種が措置の対象になるかは今後 検討されるものです。